昭27.4.26.

官報

主要目次

法律
○海上保安庁法の一部改正　五〇五頁
府令
○特定財産管理規則を廃止する総理府令　五〇八
府令、省令
○教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則を廃止する命令　五〇八
省令
○大蔵省組織規程の一部改正　五〇八
○会社の証券保有制限等に関する勅令の施行に関する閣令を廃止する省令　五〇八
○三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令の施行に関する総理府令を廃止する省令　五〇八
○郵便貯金規則の一部改正　五〇八
○労働省組織規程の一部改正　五〇八
規則
○皇宮警察基本規程の一部改正　五〇九
○国家地方警察基本規程の一部改正　五〇九
○外国人財産取得規則の一部改正　五〇九
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則の一部改正　五一〇
告示
○保安林解除（北海道）　五一三
○浅海増殖費補助金交付規程　五一三
○共同漁業免許　五一三
○工場、事業場等の管理に関する件第一条第一項の規定による工場及び研究所指定の件等廃止　五一四
○船舶の引揚又は解撤の手続に関する件　五一四
○保安林指定（山形県）　五一九
訓令
○皇宮護衛官服制の一部改正　五二〇
○教職員の適格審査会に関する規程廃止　五二三

法律

海上保安庁法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第九十七号

海上保安庁法の一部を改正する法律

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域において海上の安全を確保し」を「海上において、人命及び財産を保護し」に改める。

第三條第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に、「国家公務員法」を「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）」に改め、同條第二項を削る。

第四條第一項中「船舶」を「船舶及び航空機」に、「密貿易を防止し」を「水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し」に改め、同條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

海上保安庁の航空機は、番号及び他の航空機と明らかに識別し得るような標識を附さなければならない。

第五條中「六部」を「七部」に、「総務部」を「総務部　経理補給部」に改める。

第六條中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十三号とし、第十二号として次の一号を加える。

十二　海難審判庁に対する審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに海難審判庁の裁決の執行に関する事項

第六條の二第一号及び第二号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改め、同條を第六條の三とし、第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二　経理補給部においては、左の事務を掌る。

一　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関する事項

二　国有財産及び物品の管理に関する事項

第七條第十号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第七條の二中第五号を次のように改める。

五　海難統計に関する事項

第七條の二中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第八條第五号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第九條第四号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第十一條中第二項及び第三項を次のように改める。

次長は、長官を助け、庁務を調整する。

警備救難監は、長官を助け、海上保安庁の使用する船舶、航空機及び通信施設の整備計画及び運用に関する事務を調整する。

第十一條の二の次に次の一條を加える。

第十一條の三　海上保安庁に、海難審判理事所を置く。

海難審判理事所は、海難審判理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第十二條第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十二條の二中「六部」を「七部」に、「総務部」を「総務部　経理補給部」に改める。

第十四條第一項中「海上保安庁」を「海上保安庁（海上警備隊を除く。）」に改める。

第十四條第二項中「国家公務員法及び職階制に関する法律に基いて職務の分類が定められるまで」を削る。

第十七條に次の一項を加える。

海上保安官の服制は、運輸省令で定める。

第十九條中「海上保安官」を「海上保安官及び海上保安官補」に改める。

第二十條中「海上保安官」を「海上保安官及び海上保安官補」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條　海上保安庁に、海難審判理事官を置く。

海難審判理事官は、海上保安庁長官の指揮監督を受け、第六條第十二号の事務を掌る。

第二十三條中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第二章の章名を「**第三章**　海上保安審議会及び水先審議会」に改め、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げ、第一章の次に次の一章を加える。

第二章　海上警備隊

第二十五條の二　海上保安庁に、海上警備隊を置く。

海上警備隊は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機関とする。

第二十五條の三　海上警備隊は、総監部及び地方監部をもつて組織する。

総監部の内部組織は、運輸省令で定める。

地方監部の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二十五條の四　海上警備隊に、海上警備官その他の職員を置く。

第二十五條の五　海上警備隊の職員（以下本章において、「隊員」という。）の定員は、六千三十八人とする。

第二十五條の六　隊員は、国家公務員法第二條の特別職の職員とする。

第二十五條の七　隊員の任用、免職、叙級、休職、復職及び職務指定は、海上保安庁長官が行う。

第二十五條の八　左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三　懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第二十五條の九　隊員の任用は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

前項の試験及び選考その他隊員の任用の方法及び手続に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十五條の十　海上警備官の階級は、別表第二の通りとする。

毎日文庫
明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

昭27.4.26. 第7590号

海上警備官の階級の上下は、別表第二の列記の順序による。

海上警備官以外の隊員の等級は、別に法律で定める。

第二十五條の十一　新たに任用される海上警備官の叙級は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

海上警備官の進級は、その階級より下位の階級にある海上警備官の間における試験によるものとする。但し、勤務成績に基く選考によることを妨げない。

前二項の試験及び選考その他海上警備官の叙級の方法及び手続に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

前三項の規定は、海上警備官以外の隊員の叙級に準用する。

第二十五條の十二　隊員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降級され、又は免職されることがない。

一　勤務成績がよくない場合

二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三　前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四　組織若しくは定員の改廃又は予算の減少により、階級若しくは等級の廃止又は過員を生じた場合

前項の規定は、新たに任用された隊員であつて、その勤務した期間が任用の日から起算して六月に満たないもの（以下「新任隊員」という。）には、適用しない。

第二十五條の十三　隊員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一　心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

前項第一号の規定による休職の期間は、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、海上保安庁長官が定める。

第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

第一項の規定は、新任隊員には、適用しない。

休職者は、隊員としての身分及び階級又は等級を保有するが、職務に従事しない。

休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

海上保安庁長官は、休職者について休職の事由が消滅したときは、すみやかにその者を復職させなければならない。

休職者の員数は、第二十五條の五に定める定員に含まれないものとする。

第二十五條の十四　隊員は、第二十五條の八各号の一に該当するに至つたときは、運輸省令で定める場合を除き、当然失職する。

第二十五條の十五　海上警備官は、その階級ごとに政令で定める年齢に達したときは、当然失職する。

第二十五條の十六　海上保安庁長官は、隊員が左の各号の一に該当する場合には、懲戒処分として、戒告、減給、降級、停職又は免職の処分をすることができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二　隊員たるにふさわしくない非行のあつた場合

三　その他この法律に違反した場合

減給は、一年以内の期間、俸給の三分の一以下を減ずるものとする。

除級は、当該処分に係る隊員の階級又は等級の一級又は二級だけ下位の階級又は等級に叙級するものとする。

停職の期間は、一年以内とする。

停職者は、隊員としての身分及び階級又は等級を保有するが、特に命ぜられた場合を除き、職務に従事しない。停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

第二十五條の十七　何人も、隊員の任用、叙級、休職、復職、免職、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

第二十五條の十八　隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

隊員は、その職務の遂行に当つては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。但し、その命令に対して意見を述べることができる。

隊員は、海上警備隊の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第二十五條の十九　海上警備官は、その職務の遂行に当つては、制服を着用しなければならない。

第十七條第三項の規定は、海上警備官の服制に準用する。

第二十五條の二十　隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

隊員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。その職務を退いた後も同様とする。

前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

第二十五條の二十一　海上警備官は、海上保安庁長官が運輸省令で定めるところに従い指定する場所に居住しなければならない。

第二十五條の二十二　隊員は、法令に別段の定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

第二十五條の二十三　隊員は、法令に別段の定がある場合を除き、海上警備隊以外の国家機関の職又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

隊員は、自己の職務以外の海上警備隊の職務を行い、又は海上警備隊以外の国家機関の職若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、これに対して給与を受けることができない。

第二十五條の二十四　隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位に就き、又は自ら営利企業を営んではならない。

隊員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるものに就いてはならない。但し、運輸省令で定める基準に従い行う海上保安庁長官の許可を受けた場合には、この限りでない。

第二十五條の二十五　隊員は、報酬を受けて、第二十五條の二十三第一項に規定する国家機関の職若しくは地方公共団体の機関の職又は前條第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、運輸省令で定める基準に従い行う海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

第二十五條の二十六　隊員は、勤務條件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

隊員は、同盟罷業、怠業その他業務の正常な運営を阻害する争議的行為をしてはならない。

何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし若しくはあおつてはならない。

第二十五條の二十七　隊員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第二十五條の二十八　隊員は、その意に反して、免職、休職、降級又は懲戒の処分を受けた場合には、海上保

安庁長官に対してその審査を請求することができる。

海上保安庁長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

海上保安庁長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

公正審査会は、海上保安庁に置く。

審査の請求の手続並びに公正審査会の組織及び運営は、運輸省令で定める。

第二十五條の二十九　第十六條、第十七條第一項及び第二項並びに第十八條の規定は、三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官に準用する。但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において海上で行動する場合に限る。

第十九條及び第二十條の規定は、海上警備官に準用する。

第二十五條の三十　海上警備官のうち部内の秩序維持の職務に従事するものは、左に掲げる犯罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一　隊員の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に関し隊員以外の者の犯した犯罪

二　海上警備隊の使用する船舶、庁舎、宿舎その他の施設内における犯罪

三　海上警備隊の物件に対する犯罪

海上警備官は、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として、現行犯人の外、同法第二百十條の規定により被疑者を逮捕することができる。但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において海上で行動する場合に限る。

海上警備官は、前項の規定により現行犯人又は被疑者を逮捕した場合には、これをすみやかに（被疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに）海上保安官又は海上保安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情のある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の継続処理に必要な限度において司法警察職員として職務を行うことができる。

前三項の規定により司法警察職員として職務を行う海上警備官のうち、三等海上警備士補の階級以上の階級を有するものは、司法警察員とし、その他のものは司法巡査とする。

第二十五條の三十一　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十三年法律第百号）第一條、第二條、第五條、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第百二十二條から第百二十五條まで、第百二十六條、第六号及び第七号を除く。）、第百二十七條、第百二十八條（第三号を除く。）及び第百三十四條並びにこれらに関する第百二十條の規定を除く。）の規定は、海上警備隊の使用する船舶及び隊員に関しては、適用しない。

第二十五條の三十二　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定は、海上警備隊の使用する船舶には、適用しない。

第二十五條の三十三　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、海上警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員には、適用しない。

第二十五條の三十四　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、海上警備隊の使用する移動無線局及び当該無線局の無線設備の操作に従事する隊員には、適用しない。

海上保安庁長官は、海上警備隊の使用する移動無線局の使用しようとする周波数については、電波監理委員会の承認を受けなければならない。

第二十五條の三十五　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第二十五條の二十の規定に違反して、秘密を漏らした者

二　第二十五條の二十四第一項又は第二項の規定に違反して、会社その他の団体の地位に就き、又は自ら営利企業を営んだ者

第二十五條の三十六　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十五條の十七の規定に違反して、同條に規定する人事に関する不正行為をした者

二　第二十五條の二十六第一項の規定に違反して、組合その他の団体を結成した者

三　第二十五條の二十六第二項に規定する行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

四　第二十五條の二十七第一項の規定に違反して、同項の行為をした者

第二十五條の三十七　第二十五條の三十五第一号又は前條第二号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二　水先審議会の設置、組織及び所掌事務については、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の定めるところによる。

第三十二條中第四條第三項」を「第四條第二項」に改め、同條に次の一項を加える。

海上保安庁の航空機以外の航空機は、第四條第三項に規定する標識又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三條第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五條及び第三十五條の三を削り、第三十五條の二を第三十五條とし、第三十六條を次のように改める。

第三十六條　削除

第三十八條を次のように改める。

第三十八條　削除

別表を別表第一に改め、同表の次に次のように加える。

別表第二

海上警備監

海上警備監補

一等海上警備正

二等海上警備正

三等海上警備正

一等海上警備士

二等海上警備士

三等海上警備士

一等海上警備士補

二等海上警備士補

三等海上警備士補

海上警備員長

一等海上警備員

二等海上警備員

三等海上警備員

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四條、第六條の二、第七條、第八條、第九條及び第三十二條の規定中航空機に関する事項に係るものは、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から適用するものとする。

2　国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十五号を第十六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　海上保安庁海上警備隊の職員

3　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所の」を「所在地に駐在する」に改める。

第二十九條中「海事検査部」を「海難審判理事所」に改める。

第三十條中「管区海上保安本部又はその事務所の」を「地方海難審判庁の所在地に駐在する」に改める。

第五十八條中「海事検査部」を「海難審判理事所」に、「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所の」を「所在地に駐在する」に改める。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　木村篤太郎
運輸大臣　村上　義一
労働大臣　吉武　恵市

府令

◉**総理府令第十五号**

特定財産管理規則を廃止する総理府令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

特定財産管理規則を廃止する総理府令

特定財産管理規則（昭和二十一年大蔵省令第六十五号）は、廃止する。

附　則

この府令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

府令省令

◉**総理府令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、第一号**

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則を廃止する命令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　木村篤太郎
外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
文部大臣　天野　貞祐
厚生大臣　吉武　恵市
農林大臣　広川　弘禅
運輸大臣　村上　義一
郵政大臣　佐藤　栄作
電気通信大臣　佐藤　栄作

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則を廃止する命令

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則（昭和二十五年総理府令、法務府令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令第一号）は、廃止する。

附　則

1　この命令は、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律（昭和二十七年法律第七十九号）施行の日から施行する。

2　旧教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則に基く事務の処理については、それぞれ関係主務大臣の定めるところによる。

省令

◉**大蔵省令第四十三号**

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第十七條及び第十九條第三項の規定に基き、並びに同法を実施するため、大蔵省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

大蔵省組織規程の一部を改正する省令

大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第四号を次のように改める。

四　財閥解体の事後措置に関すること。

同條第五号を削り、同條第六号を同條第五号とし、同條第七号を同條第六号とする。

第三十一條第七号を削り、同條第八号を同條第七号とする。

第五十六條第十一号を同條第十二号とし、同條第十号の次に次の一号を加える。

十一　連合国財産の損害の調査及び補償に関すること。

第五十七條第一項第五号及び第六号を削り、同條第二項中「、第五号及び第六号」を削る。

第六十七條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とする。

第百七十三條第三号及び第四号並びに第百七十四條第三号及び第四号中「、管理工場その他」を「及び」に改める。

附　則

この省令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

◉**大蔵省令第四十四号**

会社の証券保有制限等に関する勅令の施行に関する閣令を廃止する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

会社の証券保有制限等に関する勅令の施行に関する閣令（昭和二十一年閣令第八十三号）は、廃止する。

会社の証券保有制限等に関する勅令の施行に関する省令

附　則

1　この省令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第四十三号）第十一條の規定によりなおその効力を有する旧会社の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七号）第十七條の二第一項（同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。）において準用する同令第二條第二項又は第四項の規定により株式の所有につき承認を受け、又は議決権行使につき指示を受けようとする場合の手続については、旧会社の証券保有制限等に関する勅令の施行に関する閣令第三十五條の三及び第三十五條の五の規定は、この省令施行後も、なお、その効力を有する。

◉**大蔵省令第四十五号**

三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令の施行に関する総理府令を廃止する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令の施行に関する総理府令を廃止する省令を次のように定める。

三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する総理府令を廃止する省令

附　則

この省令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

◉**郵政省令第七号**

郵便貯金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

郵政大臣　佐藤　栄作

郵便貯金規則の一部を改正する省令

郵便貯金規則（昭和二十三年逓信省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項但書中「一銭未満」を「十銭未満」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十七年五月一日から施行する。

◉**労働省令第七号**

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條の規定に基き、労働省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

労働大臣　吉武　恵市

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十一條から第十四條までを次のように改める。

第十一條　労政局に、左の四課を置く。

労政課
労働法規課
労働組合課
労働教育課

第十二條　労政課においては、左の事務をつかさどる。

一　労政に関する一般的企画及び連絡調整に関すること。

二　労働組合の共済福祉に関すること。

三　中央労働委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専売公社中央調停委員会、国

有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会の委員の任免の手続に関すること。

四　労政に従事する職員（外局の職員を含む。）の人事及び教養訓練に関すること。

五　労政に要する予算（外局の予算を含む。）に関すること。

六　その他局内他課の所管に属しない事務を行うこと。

第十三條　労働法規課においては、左の事務をつかさどる。

一　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の施行に関すること。但し、他の所管に属するものを除く。

二　労働組合法、労働関係調整法及び公共企業体労働関係法に定められた労働大臣の職権の行使に関すること。但し、前條第三号及び第四号に規定するものを除く。

三　労働協約及び労働組合の規約に関する調査及び研究並びに資料の収集及び分析に関すること。

四　労働関係に関する法令の調査及び研究に関すること。

第十四條　労働組合課においては、左の事務をつかさどる。

一　労働組合の組織運営及び活動に関する資料の収集及び分析に関すること。

二　使用者及び使用者団体の活動に関する資料の収集及び分析に関すること。

三　労働関係の自主的な調整に対する政府の助力その他労働争議の予防及び解決の促進に関すること。但し、他の所管に属するものを除く。

四　労働委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専売公社中央調停委員会、国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会に対する連絡、援助及び協力に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十四日から適用する。

規則

◉**国家公安委員会規則第五号**

皇宮警察基本規程（昭和二十三年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十六日

国家公安委員会

第一條中第三項を次のように改める。

3　本部長は、次に掲げる事項について責任を負う。

一　天皇、皇后及び皇太子の護衛

二　皇居、御所、離宮、御用邸、陵墓その他皇室用財産の警備

三　第一号に掲げる皇族以外の皇族その他国家公安委員会が必要と認める者の護衛

四　特命全権大使及び特命全権公使の信任状及び解任状捧呈式の送迎の際における護衛

五　司法警察職員等指定応急措置法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三條の規定により皇宮護衛官の行う職務

第二十六條第四項中第一号を次のように改める。

一　護衛及び警備に関すること

第四十二條中「護衛、警備及び警護」を「護衛及び警備」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◉**国家公安委員会規則第六号**

国家地方警察基本規程（昭和二十三年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十六日

国家公安委員会

目次中「第八章　表彰」の次に「第九章　賞じゅつ」を加える。

本則中第百十條の次に次の一章を加える。

第九章　賞じゅつ

第百十一條　警察職員が、危害を加えられ、又は災厄を被ることを予断できるのにかかわらず、これをかえりみることなくその職務を遂行したことに基いて災害を受け、そのため不具廃疾となり、又は死亡した場合においては、予算の範囲内で賞じゅつ金を授与することができる。

第百十二條　前條の規定は、自治体警察の職員がその自治体警察の管轄区域外において、国家地方警察の要求によつて国家地方警察若しくは他の自治体警察を援助した場合又は国家非常事態の布告が発せられたときにその布告に基き職務を行つた場合についてこれを準用する。但し、この場合において当該自治体が前條の賞じゅつと趣旨を同じくする賞じゅつを行つたときは、本條の規定による賞じゅつ金は、その金額を減じ又はこれを授与しないことができる。

第百十三條　賞じゅつ金の種類及び金額は、左の通りとし、別表の三の定めるところによりこれを授与する。

一　殉職者賞じゅつ金

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一條第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。）の状況によつて定める。

二　不具廃疾者賞じゅつ金

この額は、百万円以下とし、功績及び不具廃疾の程度並びに扶養家族の状況によつて定める。不具廃疾とは、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定める。

第百十四條　殉職者賞じゅつ金は、職員の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、国家公務員災害補償法第十六條及び第十七條の例による。

第百十五條　賞じゅつ金の授与は、国家地方警察本部長官が行う。

別表の二の次に次の表を加える。

別表の三

殉職者賞じゅつ金

功績の程度	金額
(イ)抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	1,000,000円
(ロ)特に著しい功労があると認められるもの	750,000
(ハ)功労があると認められるもの	500,000

1　(ロ)又は(ハ)に相当するものであつて、職員の死亡当時の扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族が五人に至るまでは、一人につき五〇、〇〇〇円を増額する。

2　これを受ける遺族が国家公務員災害補償法第十六條第一項第三号又は第四号に掲げる者であるときは、その二分の一に相当する額以内を減額することができる。

不具廃疾者賞じゅつ金

不具廃疾の程度	功績の程度 (イ)抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	(ロ)特に著しい功労があると認められるもの	(ハ)功労があると認められるもの
第一級	1,000,000円	750,000円	500,000円
第二級	900,000	675,000	450,000
第三級	800,000	600,000	400,000
第四級	700,000	525,000	350,000
第五級	600,000	450,000	300,000
第六級	500,000	375,000	250,000
第七級	400,000	300,000	200,000
第八級	300,000	225,000	150,000

1　この表の等級又は金額の決定については、国家公務員災害補償法第十三條第二項から第五項までの規定の例による。

2　扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族が五人に至るまでは、一人につき(イ)に相当するときは四〇、〇〇〇円、(ロ)に相当するときは三〇、〇〇〇円、(ハ)に相当するときは二〇、〇〇〇円をそれぞれ増額する。但し、この表の額と合して一、〇〇〇、〇〇〇円をこえることはできない。

◉**外貨委員会規則第一号**

外国人財産取得規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

外資委員会委員長　周東　英雄

外国人財産取得規則の一部を改正する規則

外国人財産取得規則（昭和二十四年外資委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（申請書）

第二條　令第五條の規定による認可の申請書は、左に掲げる事項を記載したもの和文二通とし、日本銀行の本店、支店又は事務所を経由して、外

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

資委員会に提出しなければならない。

一　申請者につき左に掲げる事項

イ　住所又は居所、氏名又は商号その他の名称、国籍、職業及び現に有する入国上の資格

ロ　法人その他の団体である場合は、その本店又は主たる事務所の所在地、商号その他の名称、代表者の氏名、事業の目的、設立の年月日及び場所又は資本金又は出資の総額

ハ　令第二條第一項第四号又は第五号に該当する場合は、ロに掲げる事項の外、株式若しくは持分を所有している者の国籍又は当該法人その他の団体の経営を実質的に支配している者の国籍並びにその支配の態様及び程度

二　取得しようとする財産及び取得の対価の種類及び内容の明細並びに取得しようとする財産の用途その他の取得の目的

三　財産取得の相手方につき左に掲げる事項

イ　第一号イに掲げる事項

ロ　第一号ロに掲げる事項

ハ　相手方が令第二十三條の二の規定により外資委員会の指定する外国人（以下「指定外国人」という。）であつて令第二條第一項第四号又は第五号に該当する場合は、ロに掲げる事項の外、株式若しくは持分を所有している者の国籍又は当該法人その他の団体の経営を実質的に支配している者の国籍並びにその支配の態様及び程度

四　令第六條各号に掲げる事項に該当するかどうか。

五　令第三條第一項後段の場合は、取得させようとする日本人又は指定外国人につき第一号イ、ロ及びハに掲げる事項

六　その他必要な事項

第三條を次のように改める。

（添付書類）

第三條　前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一　財産取得に関する契約書又は契約書案の写和文二通（当該契約書又は契約書案の原本が外国語文によるものであるときは、外に当該外国語文による写二通）

二　その申請が真実であることにつき申請者たる外国人（令第二條第一項第四号又は第五号に該当するものを除く。）の属する国の領事又はこれに準ずる機関が証明した書類二通

三　代理人によつて申請する場合は、申請が正当な代理権に基くものであることを証明する書類二通

四　申請者が令第二條第一項第四号又は第五号に該当するものである場合は、その代表者の印鑑を証明する書類和文二通

五　令第六條第八号に掲げる事項を証明する書類和文二通

六　申請者の入国上の資格を証明する書類和文二通

七　財産取得について農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）による認可、許可又は承認を受けなければならない場合は、これを受けたことを証明する書類和文二通

八　令第三條第一項後段の場合において、取得させようとする日本人又は指定外国人との間の契約につき認可、許可その他の処分を必要とするときは、その処分のなされたことを証明する書類和文二通

第四條第一項中「（英文によることができる。）正副四通」を「和文二通」に、「本店又は支店その他の」を「本店、支店又は」に改め、同項第四号中「申請の」を削る。

第五條を次のように改める。

第五條　令第九條の規定により財産取得の報告をしなければならない者は、左に掲げる事項を記載した報告書和文二通を、取得の日から三十日以内に、日本銀行の本店、支店又は事務所を経由して、外資委員会に提出しなければならない。

一　報告者につき第二條第一号イ、ロ及びハに掲げる事項

二　取得した財産及び取得の対価の種類及び内容の明細並びに取得した財産の用途その他の取得の目的

三　財産取得の相手方につき第二條第三号イ、ロ及びハに掲げる事項

四　令第九條後段の規定により準用する令第三條第一項後段の場合は、取得させようとする日本人又は指定外国人につき第二條第一号イ、ロ及びハに掲げる事項

五　その他参考となる事項

附則第六條及び第七條を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律の施行の日から施行する。

◉**外資委員会規則第二号**

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

外資委員会委員長　周東　英雄

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則の一部を改正する規則

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則（昭和二十四年外資委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国最高司令部を通じて」及び「英文により」を削り、「六通」を「和文三通」に改め、同條第一号中「日本国における」の下に「公館又は」を、同條第五号中「名称」の下に「国籍」を加える。

第二條中「連合国最高司令部を通じて」及び「英文により」を削り、「六通」を「和文三通」に改め、同條第一号中「日本国における」の下に「公館又は」を加える。

第三條中「日本文一通」を削り、「書類英文六通及び日本文三通」を「書類和文各三通」に、「承諾書英文六通及び日本文三通」を「承諾書和文三通（当該協議書又は承諾書の原本が外国語文によるものであるときは、外に当該外国語文による写三通）」に改める。

附則第一項から第三項までを次のように改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律の施行の日から施行する。

告　示

◉**地方財政委員会告示第十九号**

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十七年四月二十六日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

行田市

◉**地方財政委員会告示第二十号**

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二條第一項の規定により、モーターボート競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十七年四月二十六日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

丸亀市

◉**地方財政委員会告示第二十一号**

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二條第一項の規定により、モーターボート競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十七年四月二十六日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

児島市

◉**法務府告示第九十二号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年四月二十六日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　山口県岩国市大字中津千百四十一番地

住所　アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市リリハ街二千二百九十五A

明治三十七年九月二十日生　小西　一男

◉**郵政省告示第一号**

ヴィエトナムは、千九百四十七年にパリで署名された万国郵便條約に加入し、その加入は、千九百五十一年十月二十日から有効になつた。

昭和二十七年四月二十六日

外務大臣　吉田　茂

郵政大臣　佐藤　栄作

◉**大蔵省告示第七百四十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第九回香川相互銀行ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第九回香川相互銀行ほがらか定期預金

二　條　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等賞	一〇〇、〇〇〇	一
二等賞	一〇、〇〇〇	二〇
三等賞	一、〇〇〇	二〇〇
四等賞	一〇〇	二〇〇〇
五等賞	四〇	八〇〇〇
兵庫銀行幸運賞	二〇	一七、九六〇
計	一、〇〇〇	二〇〇、〇〇八

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十二日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十三日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百四十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、松江相互銀行第四回栄徳定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　松江相互銀行第四回栄徳定期預金

二　條　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	四、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	六
四等	一〇〇	六〇
五等	三〇	二〇〇
六等	二〇	二八、七二八
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月二十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百四十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、兵庫相互銀行第十回兵銀定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　兵庫相互銀行第十回兵銀定期預金

二　條　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等賞	一〇、〇〇〇	一九
二等賞	一、〇〇〇	二〇
三等賞	一〇〇	二〇〇〇
四等賞	四〇	二〇〇、〇〇〇
五等賞	二〇	一七、九六〇
兵庫銀行幸運賞	一、〇〇〇	二〇〇、〇〇八
計		二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月二十三日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百四十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、中央相互銀行第十二回福々定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　中央相互銀行第十二回福々定期預金

二　條　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞A及び特賞Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	一〇、〇〇〇	三
一等	三、〇〇〇	六
二等	三〇〇	一〇〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	二九	二〇、〇〇〇
五等	二〇	七八、八九〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百四十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第四回殖産相互福得定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第四回殖産相互福得定期預金

二　條　件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	二
三等	一、〇〇〇	二〇
四等	二五〇	一、〇〇〇
五等	一〇〇	四〇〇
六等	四五	一〇、〇〇〇
七等	二〇	八八、九三五
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月二十八日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**文部省告示第十七号**

工場、事業場等ノ管理ニ関スル件（昭和二十一年文部省令第一号）第一條第一項の規定に基く研究所指定の件（昭和二十一年文部省告示第四十五号）による研究所の指定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日に廃止する。

昭和二十七年四月二十六日

文部大臣　天野　貞祐

◉厚生省告示第九十二号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十七年四月四日次のものを指定した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

一、名称　岡山県社会福祉主事資格認定講習会
一、主催　岡山県
一、期間　昭和二十七年三月から九月まで

◉厚生省告示第九十三号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十七年四月九日次のものを指定した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

一、名称　京都市社会福祉主事資格認定講習会
一、主催　京都市
一、期間　昭和二十六年十二月から昭和二十七年七月まで

◉厚生省告示第九十四号

昭和二十六年四月厚生省告示第六十号（国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十五第三項の規定による市を定める件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月一日から適用する。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

山口県防府市の次に次の市を加える。

滋賀県彦根市

◉厚生省告示第九十五号

日本冷蔵健康保険組合は、昭和二十七年四月一日次の場所における従たる事務所を廃止した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

東京都中央区明石町十二番地　新光レイヨン健康保険組合

◉厚生省告示第九十六号

新光レイヨン健康保険組合は、昭和二十七年四月十二日次の場所に従たる事務所を設置した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

愛知県名古屋市東区大幸町字七日戸六百番地

◉厚生省告示第九十七号

昭和二十七年四月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

組合の名称　七十七銀行健康保険組合
事務所の所在地　宮城県仙台市大町四丁目七十五番地
組合の設立されている事業所の名称及び所在地

七十七銀行本店　宮城県仙台市
〃県庁支店　〃
〃表小路支店　〃
〃長町支店　〃
〃中田支店　〃
〃河原町支店　〃
〃荒町支店　〃
〃南町通支店　〃
〃名掛丁支店　〃
〃新伝馬町支店　〃
〃東一番丁支店　〃
〃二日町支店　〃
〃八幡町支店　〃
〃宮町支店　〃
〃鉄砲町支店　〃
〃原町支店　〃
〃大学病院前支店　〃
〃白石支店　刈田郡白石町
〃大河原支店　大河原町
〃船岡支店　柴田郡船岡町
〃槻木支店　槻木町
〃村田支店　村田町
〃丸森支店　伊具郡丸森町
〃角田支店　〃角田町
〃亘理支店　亘理郡亘理町
〃山下支店　〃山下村
〃荒浜支店　〃荒浜町
〃岩沼支店　名取郡岩沼町
〃増田支店　〃増田町
〃閖上支店　〃閖上町
〃塩釜支店　〃塩釜市
〃北浜支店　〃
〃築港支店　〃
〃松島支店　宮城郡松島町
〃七北田支店　七北田町
〃吉岡支店　黒川郡吉岡町
〃中新田支店　加美郡中新田町
〃小野田支店　小野田町
〃古川支店　古川市
〃岩出山支店　玉造郡岩出山町
〃鳴子支店　〃鳴子町
〃小牛田支店　遠田郡不動堂町
〃鹿島台支店　志田郡鹿島台町
〃涌谷支店　遠田郡涌谷町
〃田尻支店　〃田尻町
〃高清水支店　栗原郡高清水町
〃築館支店　〃築館町
〃一迫支店　〃一迫町
〃若柳支店　〃若柳町
〃岩ヶ崎支店　〃岩ヶ崎町
〃細倉支店　〃鶯沢町
〃佐沼支店　〃登米郡佐沼町
〃米谷支店　〃米谷町
〃石森支店　〃石森町
〃登米支店　〃登米町
〃柳津支店　〃本吉郡柳津町
〃飯野川支店　〃桃生郡飯野川町
〃中津山支店　〃中津山村
〃石巻支店　〃石巻市
〃本町支店　〃桃生郡矢本町
〃矢本支店　〃牡鹿郡鮎川町
〃鮎川支店　〃石巻市
〃渡波支店　〃牡鹿郡渡波町
〃女川支店　〃女川町
〃志津川支店　〃本吉郡志津川町
〃気仙沼支店　〃気仙沼町
〃津谷支店　〃津谷町
〃東京支店　東京都中央区
〃平支店　福島県平市
〃江名支店　〃石城郡江名町
〃小名浜支店　〃小名浜町
〃四倉支店　〃四倉町
〃相馬原町支店　〃相馬郡原町
〃中村支店　〃中村町

◉厚生省告示第九十八号

昭和二十七年四月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

組合の名称　遠州鉄道健康保険組合
事務所の所在地　静岡県浜松市旭町七十番地
組合の設立されている事業所の名称及び所在地

遠州鉄道株式会社　静岡県浜松市

◉厚生省告示第九十九号

昭和二十七年四月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

組合の名称　電通健康保険組合
事務所の所在地　東京都中央区銀座西七丁目一番地
組合の設立されている事業所の名称及び所在地

株式会社日本電報通信社　東京都中央区
〃兜町出張所　〃
〃横浜支局　神奈川県横浜市
〃千葉支局　千葉県千葉市
〃静岡支局　静岡県静岡市
〃沼津分室　沼津市
〃浜松分室　浜松市
〃新潟支局　新潟県新潟市
〃大阪支社　大阪府大阪市
〃京都支局　京都府京都市
〃神戸支局　兵庫県神戸市
〃広島支局　広島県広島市
〃名古屋支局　愛知県名古屋市
〃岐阜支局　岐阜県岐阜市
〃三重支局　三重県津市
〃四日市分室　四日市市
〃九州支社　福岡県福岡市
〃小倉支局　〃小倉市
〃熊本支局　熊本県熊本市
〃久留米支局　福岡県久留米市
〃北海道支社　北海道札幌市
〃函館支局　〃函館市
〃小樽支局　〃小樽市
〃旭川支局　〃旭川市

◉厚生省告示第百号

痘そう、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス及びコレラの予防接種施行心得（昭和二十三年十一月厚生省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

発しんチフス予防接種施行心得の二及び三を次のように改める。

二　ワクチンの貯蔵法及び有効期間

摂氏二度から五度までの温度において保存し、その有効期間は検定合格年月日から一年六箇月以内とする。

三　接種量、接種回数及び接種間隔

初回免疫（生後初めて、又は前の接種を完了してから三箇月以上を経過した後に行う接種をいう。）を行う者には一・〇瓩ずつ七日から十日までの間隔で二回皮下に注射し、追加免疫（前の接種を完了してから三箇月以内に行う接種をいう。）を行う者には一〇瓩を一回皮下に注射する。

◉厚生省告示第百一号

栄養士法第二條第一項第一号に規定する栄養士養成施設として昭和二十七年四月一日次のものを指定した。

昭和二十七年四月二十六日　厚生大臣　吉武　恵市

名称	所在地	設立者
尚絅女学院短期大学家政科	仙台市中島町七番地	学校法人　尚絅女学院
椙山女学園大学家政学部食物学科	名古屋市千種区山添町二丁目二番地	学校法人　椙山女学院
暁学園短期大学家政科	四日市市大字天ヶ須賀三十四番地	学校法人　暁学園
大阪女子学園短期大学家政科	大阪市天王寺区生玉寺町十八番地	学校法人　大阪女子学園

◉農林省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月二十六日　農林大臣　広川　弘禅

北海道後志国瀬棚郡利別村字利別原野（但し、見込二八町六反二畝五歩の内見込八町八反九畝歩）

以上風害防備の必要が消滅したと認めるもの。

◉農林省告示第百六十三号

森林法（昭和二十七年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月二十六日　農林大臣　広川　弘禅

北海道胆振国虻田郡嘉茂別村字キモーベツ下流二股

以上土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの。

◉農林省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月二十六日　農林大臣　広川　弘禅

北海道天塩国上川郡温根別村字ヲウエンベツ一七〇六の二（但し、見込三〇四二町八反四畝歩の内見込一一四町五反六畝二〇歩）

以上水源かん養の必要が消滅したと認めるもの。

◉農林省告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月二十六日　農林大臣　広川　弘禅

北海道北見国紋別郡上渚滑村字渚滑原野（但し、台帳九五町三反五畝一五歩の内実測二五町）（三二八林班い小班）

以上紋別郡上渚滑村長の申請に係るものであつて、風害防備の目的が消滅したと認めるもの。

◉農林省告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條の規定により、次の森林を保安林に指定する。

昭和二十七年四月二十六日　農林大臣　広川　弘禅

滋賀県伊香郡塩津村大字沓掛字石仏一一六三ノ一、字深坂一二四一、一二四二、一二四四、一二四四ノ一、一二四四ノ二、一二四四ノ三

以上塩津村長の申請に係るものであつて水源かん養のため必要と認めるもの。

同字割谷一二九八、一二九八ノ一、一二九八ノ二、一二九八ノ三

以上水源かん養のため必要と認めるもの。

◉農林省告示第百六十七号

国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）に基き、浅海増殖費補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日　農林大臣　広川　弘禅

浅海増殖費補助金交付規程

第一條　農林大臣は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六條の規定に基いて、浅海増殖に要する経費に対して、この規程により補助金を都道府県に交付する。

第二條　前條に規定する経費及びその補助率は、左に掲げるものとする。

一　水産動植物の増殖を図るために行う増殖場の耕耘、整地、客土、投石及び岩面そう破（以下「改良事業」という。）に要する都道府県の経費並びに漁業協同組合その他の団体が行う当該改良事業の補助に要する都道府県の経費

当該改良事業費の三分の一

二　貝類種苗の保護育成に関する調査並びに当該保護育成を図るために行う苗区の設定及び管理に要する都道府県の経費

当該経費の範囲内

第三條　国の負担金及び補助金交付規則（以下「規則」という。）第三條の規定に基き補助金の交付を申請しようとする場合には、交付申請書に左に掲げる書類を添え、正副三部を提出しなければならない。

一　事業計画書
二　収支予算書
三　都道府県の漁業協同組合その他の団体に対する補助金交付規程

第四條　都道府県が前條各号に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ農林大臣に届け出なければならない。

2　農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは、届出事項について変更を指示することがある。

第五條　農林大臣は、第三條の規定により提出すべき事業計画書及び収支予算書並びに規則第七條の規定により提出すべき事業成績書及び収支決算書の外必要と認める書類の提出を求めることがある。

2　前項の書類の様式は、農林大臣が別に定める。

第六條　農林大臣は、特に必要があるときは、浅海増殖に要する経費に対し、漁業協同組合その他適当と認める団体（以下「団体」という。）に補助金を交付する。

2　前項の規定による補助金の交付については、地方財政法第十六條の規定に基いて当該経費に対する補助金を都道府県に交付する場合に準ずる。

第七條　団体が規則及びこの規程により農林大臣に対してする書類の提出及び届出は、当該団体の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うものとする。

附則

1　この規程は、昭和二十七年度分の補助金から適用する。

2　浅海貝類資源維持費補助金交付規程（昭和二十五年農林省告示第百九十九号）は、廃止する。但し、昭和二十六年分の補助金については、なお従前の例による。

◉農林省告示第百六十八号

昭和二十七年四月二十六日共同漁業を、次の通り免許した。

漁場計画の際の公示番号	漁業権者の住所及び名称	漁業権の種類	免許番号	漁場の位置及び区域	漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	漁業権の存続期間	制限條件
農内共第二号	代表者 岐阜県恵那郡中津川町 中津川三四六番地ノ十四 恵那漁業協同組合 外一組合	昭和二十七年農林省告示第八十九号公示内容の通り	農内共第二号	昭和二十七年農林省告示第八十九号公示内容の通り	昭和二十七年農林省告示第八十九号公示内容の通り	昭和二十七年四月二十六日から昭和三十年三月三十一日まで	農林大臣　広川　弘禅
農内共第三号	代表者 東京都北多摩郡府中町 九二六一番地 多摩川漁業協同組合 外一組合	同右	農内共第三号	同右	同右	同右	同右

第六号　農内共　代表者　東京都大田区羽田三丁目二五番地　羽田浦漁業協同組合外六組合　同右　農内共　第六号　同右　同右

第七号　農内共　代表者　埼玉県入間郡南古谷村大字地内　埼玉南部非出資漁業協同組合外二組合　同右　農内共　第七号　同右　同右

第八号　農内共　代表者　愛知県葉栗郡北方村大字北方字勅使五三番地　木曽川漁業協同組合外三組合　昭和二十七年農林省告示第九十八号公示内容の通り　農内共　第八号　昭和二十七年農林省告示第九十八号公示内容の通り　同右

第九号　農内共　代表者　岐阜県恵那郡明知町八七五番地　岐阜県矢作川漁業協同組合外一組合　同右　農内共　第九号　同右　同右

関係地区に住所を有する漁業者の入漁をこばんではならない。

◎**通商産業省告示第九十四号**

左の告示は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日に廃止する。

昭和二十七年四月二十六日

通商産業大臣　高橋龍太郎

一　昭和二十一年七月商工省告示第八十号（工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工、文部省令第一号）第一條第一項の規定による工場及び研究所指定の件）

二　昭和二十六年九月通商産業省告示第二百十九号（工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工、文部省令第一号）第一條第五項但書第一号の規定による特定施設指定の件）

◎**運輸省告示第百十八号**

臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）第十條の規定により、船舶の引揚又は解撤の手続に関する件を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

運輸大臣　村上　義一

船舶の引揚又は解撤の手続に関する件

第一條　沈没船舶の所有者は、沈没船舶の引揚又は解撤の作業（以下「船舶救難作業」という。）を開始したときは、別紙第一号様式による沈没船舶救難作業開始報告書二部を船舶救難作業を行う場所を管轄する海運局長（以下「所轄海運局長」という。）を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

2　総トン数百トン未満の鋼鉄船及び木造船の船舶救難作業については、前項の規定にかかわらず前項の報告書一部を所轄海運局長に提出すればよい。

第二條　沈没船舶の所有者は、船舶救難作業を開始したときは、遅滞なく、別紙第二号様式による沈没船舶救難作業状況月間報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第三條　沈没船舶の所有者は、船舶救難作業を完了したときは、遅滞なく、別紙第三号様式による沈没船舶救難作業完了報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第四條　沈没船舶の所有者は、船舶救難作業を中止したときは、遅滞なく、別紙第四号様式による沈没船舶救難作業中止報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第五條　第二條から前條までの報告書の提出の手続については、第一條の規定を準用する。

（別紙）

第一号様式

沈没船舶救難作業開始報告書

昭和　年　月　日

沈没船舶の所有者の住所及び氏名又は名称　印

殿

運輸大臣

船舶の引揚又は解撤の手続に関する件（昭和二十七年四月運輸省告示第百十八号）第二條の規定によつて、沈没船舶の引揚（解撤）作業を開始したことを左記の通り報告します。

記

一　沈没の年月日
二　沈没の原因
三　沈没の場所
四　沈没の場所の水深
五　沈没船舶の損傷状況
六　作業開始の年月日
七　作業費用の額
八　引揚（解撤）作業計画の概要
九　解撤の場合は、解撤によるくず鉄の発生予定量
十　沈没船舶の積荷の種類及び数量
十一　船舶救難業者の住所及び氏名又は名称

第二号様式

沈没船舶救難作業状況月間報告書

昭和　年　月　日

沈没船舶の所有者の住所及び氏名又は名称　印

殿

運輸大臣

船舶の引揚又は解撤の手続に関する件（昭和二十七年四月運輸省告示第百十八号）第二條の規定によつて、沈没船舶の引揚（解撤）作業の月間状況（昭和　年　月二十日現在）を左記の通り報告します。

記

一　救助船舶の名称及び総トン数
二　沈没船舶の名称及び総トン数
三　沈没の場所
四　作業開始の年月日
五　作業完了の予定年月日
六　作業の状況（詳細に記載すること。）
七　月間におけるくず鉄引揚の数量
八　くず鉄の引揚数量の累計
九　船舶救難業者の住所及び氏名又は名称

（注）この報告書は、毎月末までに運輸大臣に提出すること。

第三号様式

沈没船舶救難作業完了報告書

昭和　年　月　日

沈没船舶の所有者の住所及び氏名又は名称　印

殿

運輸大臣

船舶の引揚又は解撤の手続に関する件（昭和二十七年四月運輸省告示第百十八号）第三條の規定によつて、沈没船舶の引揚（解撤）作業の完了を左記の通り報告します。

記

一　救助船舶の名称及び総トン数
二　沈没船舶の名称及び総トン数
三　沈没の場所
四　作業開始の年月日
五　作業完了の年月日
六　船体の引渡を受けた年月日（解撤作業の場合は、くず鉄の総引揚量）
七　船舶救難業者の住所及び氏名又は名称

第四号様式

沈没船舶救難作業中止報告書

昭和　年　月　日

沈没船舶の所有者の住所及び氏名又は名称　印

殿

運輸大臣

船舶の引揚又は解撤の手続に関する件（昭和二十七年四月運輸省告示第百十八号）第四條の規定によつて、沈没船舶の引揚（解撤）作業の中止を左記の通り報告します。

記

一　救助船舶の名称及び総トン数
二　沈没船舶の名称及び総トン数
三　沈没の場所
四　作業開始の年月日
五　作業中止の年月日
六　作業中止の理由
七　船舶救難業者の住所及び氏名又は名称

◎**海上保安庁告示（航）第十七号**

航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十七年四月二十六日

海上保安庁長官　柳沢　米吉

（378項…404項）

❶ 27年378項

北海道沿岸　無線方向探知局および同標識局　使用電波型式について

記事　下記6無線方向探知局および同標識局は昭和27年4月1日からA2の電波型式のみ使用する。

名称および位置

(イ)霧多布　43°04′05″N., 145°08′50″E.

(ロ)根室埼　41°55′26″N., 143°14′51″E.

(ハ)恵山埼　41°48′44″N., 141°11′14″E.

(ニ)松前　41°25′12″N., 140°05′26″E.

(ホ)鎧丹埼　43°22′06″N., 140°28′10″E.

(ヘ)宗谷埼　45°31′10″N., 141°56′24″E.

注意　書誌411号、9302番—9307番、9403番、9406番、9407番、9411番、9412番および9414番の型式欄中"A2"以外のものを各削除する。

海図　8（参照）

誌類　（注意）誌411. 9302番—9307番、9403番、9406番、9407番、9411番、9412番、9414番

出所　燈台部

❶ 27年379項

北海道西岸　稚都津湾口——弁慶埼

燈台改設

記事　弁慶埼燈台は昭和27年4月15日燈質を閃白光に、光達等を下記の通り変更の上、改設した。

位置　弁慶埼上　42°49.3′N., 140°11.6′E.（概位）

略記　F1. ev. 8 sec. 30 m. 16 M.

燈質　閃白光、毎8秒に1閃●

燈高　平均水面上29.7 m●光達16M●鳴光数　250,000●明弧57～308°●構造　白塗四角形コンクリート造、礎上高10.0m

海図　28（稚都津湾）—11—43—3—1070—1154—1005—1006—1022—1009—1007—811

誌類　十誌104. 194ページ—十誌411. 0215番

出所　燈台部

❶ 27年380項

北海道西岸——余市港　燈台燈質等変更

記事　余市港防波堤燈台は昭和27年4月5日週期を毎8秒に1閃に、光達を6.5Mに変更した。

位置　防波堤外端　43°12.6′N., 140°47.1′E.（概位）

略記　F1. R. ev. 8sec. 10 m. 6½M.（U）

週期　毎8秒に1閃●光達6.5M●鳴光数　90●その他従前通り

海図　28

誌類　十誌411. 0223番

出所　燈台部

○27年381項（一時関係）*

北海道西岸——増毛港　燈柱復旧

記事　27年97項で消燈の旨告示した増毛港防波堤燈柱は昭和27年4月4日復旧した。

位置　防波堤外端　43°51.3′N., 141°32.1′E.（概位）

略記　F. R.9 m. 6 M.（U）

海図　28—41

誌　411. 1402番関係の27年97項（抹除）

出所　燈台部

●27年382項

本州北西岸——境港　燈浮標について

記事　境港燈浮標は昭和27年4月5日光達を9.5Mに変更の上、図載位置の東北東方約290mに移設した。

位置　境港防波堤燈台から312½°335m

略記　F1. G. ev. 3sec. 3½M.（概位）

光達　9.5M●鳴光数　15●その他従前通り

海図　116（分図共）—124—133

誌類　十誌411. 1040番

出所　燈台部

❶ 27年383項

本州北西岸　佐渡島——姫崎　燈台燈質変更

記事　姫崎燈台は昭和27年4月1日燈質を明暗白光に変更した。

位置　姫崎上　38°05.1′N., 138°33.9′E.（概位）

略記　Occ. ev. 5 sec. 42m. 18M.

燈質　明暗白光、毎5秒に1光（明3秒、暗2秒）●その他従前通り

海図　122—145—144—146—1154—1005—1006—1009—1007

誌類　十誌411. 1259番

出所　燈台部

○27年384項（一時関係）

本州北西岸——新潟港　燈浮標流失

記事　新潟航路燈浮標は昭和27年8月28日流失した。

位置　新潟港防波堤燈台の北方約2.4M　37°59.8′N., 139°04.4′E.（概位）

略記　F1. ev. 3 sec. 7½M.

海図　145—146

誌類　誌411. 1263番

出所　燈台部

○27年385項（一時関係）

津軽海峡西口附近—小泊港南方　燈柱消燈

記事　下記燈柱は消燈している。

位置　小泊港の南方約0.4M　41°07.3′N., 140°18.0′E.（概位）

略記　F. 24 m. 8M.（U）

海図　1159—10

誌類　誌411. 1309番

出所　燈台部

○27年386項（一時関係）

本州東岸——八戸港　沈船解撤引揚作業実施

記事　八戸港の下記位置附近において沈船（旧軍艦）の解撤引揚作業を実施している、附近航泊の船舶は注意を要する。

位置　船だまり防波堤燈台（不動紅光）から271°約210m　40°31.9′N., 141°33.2′E.（概位）

期間　昭和27年4月15日—同年7月31日、毎日日出から日没まで

備考　作業現場には紅旗を掲揚した艀視船がおり、作業区域を標示するため浮標を設置してある。

海図　65

誌類　誌101. 274ページ

出所　第2管区海上保安本部

○27年387項（一時関係）

本州東岸　石巻湾——渡波港　燈柱消燈

記事　渡波港長浜防波堤燈柱は消燈している。

位置　西側の防波堤外端　38°24.1′N., 141°22.0′E.（概位）

略記　F. G. 7₅ m. 5½ M.（U）

海図　52—79

誌類　十誌411. 2055番

出所　燈台部

●27年388項

本州東岸　野島埼北東方——千倉　燈柱改設

記事　千倉燈柱は昭和27年3月28日燈質を明暗白光に、光達等を下記の通り変更の上、名称を「千倉港第1」に変更した。

位置　34°57′16″N., 139°57′58″E.

略記　Occ. ev. 6 sec. 14 m. 12 M.

燈質　明暗白光、毎6秒に1光（明3秒、暗3秒）●燈高　平均水面上13.7 m●光達　12 M●鳴光数　3,800●明弧　全度●構造　白塗円形コンクリート造、礎上高11.1 m●無看守●副燈（燈質　不動白光、鳴光数40,000）を併置し、同燈標から90°約550 mの大根鳩を照らす。

海図　90—80—87

誌類　十誌101. 213ページ—十誌411. 2114番

出所　燈台部

○27年389項（一時関係）

本州南岸——相模湾　射撃訓練区域変更

記事　「茅ヶ崎」南方の射撃訓練区域は下記の通り変更された。

名称　海軍訓練区域"Q"

区域　(1)下記3地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(イ)35°19′00″N., 139°26′58″E.

(ロ)35°16′28″N., 139°20′52″E.

(ハ)35°14′48″N., 139°22′32″E.

(2)下記3地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(ニ)35°18′50″N., 139°25′09″E.

(ホ)35°14′08″N., 139°28′13″E.

(ヘ)35°13′41″N., 139°25′10″E.

海図　80

誌類　誌461.31ページ—26年884項（削除）
出所　Hydropac 2259 C
●27年390項*
本州南岸——四日市港　浮標再置
記事　四日市港第3号浮標は流失中のところ昭和27年3月30日様式を下記の通り変更の上、図載位置に再置した。
位置　「鳥洲ノ鼻」の北北東方約140m 34°56.7′N., 136°39.2′E.（概位）
様式　円筒形頭標付黒塗円筒形上部やぐら形鉄造、高さ水面上4m
海図　94
誌類　†誌411.8267番—25年396項（削除）
出所　燈台部
●27年391項*
大阪港——第2区　燈柱復旧
記事　大阪港北海岸通船だまり波除堤南燈柱および同南海岸通船だまり波除堤北燈柱は消燈中のところ昭和27年4月3日燈質および光達等を下記の通り変更の上復旧した。
位置　(イ)大阪港北海岸通船だまり波除堤南燈柱　北海岸通地先の波除堤南端 34°39.0′N., 135°25.8′E.（概位）
(ロ)同南海岸通船だまり波除堤北燈柱　南海岸通地先の波除堤北西端
略記　(イ)Fl. G. ev. 6 sec. 6, m. 3½M.（U）
(ロ)Fl. R. ev. 3 sec. 6, m. 4 M.（U）
細目　(イ)燈質　閃緑光、毎6秒に1閃●光達　3.5 M●燭光数　15●その他従前通り
(ロ)燈質　閃紅光、毎3秒に1閃●光達　4.0 M●燭光数　25●その他従前通り

海図　123—1103—150
誌類　†誌411.3037番、3038番—26年648項（削除）
出所　燈台部
●27年392項
内海　広島湾——大野瀬戸　燈台設置
記事　大野瀬戸の中央部北側の新開鼻上に昭和27年4月3日「新開鼻燈台」を設置した。
位置　亀石燈標から 233⅓° 1,485 m（岸線上）34°17.0′N., 132°17.1′E.（概位）
略記　Occ. ev. 5 sec. 10 m. 11 M.（U）
細目　燈質　明暗白光、毎5秒に1光（明3秒、暗2秒）●燈高　平均水面上10.0 m●光達　11 M●燭光数　3,000●明弧　全度●構造　白塗円形コンクリート造、礎上高7.8 m●無看守
注意　海図113号分図表題右側の新開鼻燈柱に関する記事全文および燈記号を各削除する。
海図　113（分図共）—142
誌類　†誌103.234ページ—†誌411.3581.5番（挿入）
出所　燈台部
●27年393項
内海　安芸灘東側および南側　燈浮標廃止
記事　小部湾第1号燈浮標および高浜航路第1号燈浮標は各廃止されている。
位置　(イ)小部湾第1号燈浮標　梶取鼻の西南西方約0.8 M 34°06.6′N., 132°52.7′E.（概位）
(ロ)高浜航路第1号燈浮標　野忽那島燈台の南東方約1.4 M 33°56.7′N., 132°43.1′E.（概位）
略記　名）Fl. ev. 6 sec. 7½ M.
海図　(イ)104—141—(ロ)1102—(イ)100A—100B

誌類　誌411.3536番（削除）
出所　燈台部
●27年394項*
内海　周防灘南側——宇島港　燈柱復旧
記事　「宇ノ島港」燈柱は消燈中のところ昭和27年4月6日燈質を明暗白光に、光達等を下記の通り変更の上復旧した。
位置　沖一文字波止の西端 33°37.6′N., 131°07.7′E.（概位）
略記　Occ. ev. 4 sec. 11 m. 11½ M.（U）
細目　燈質　明暗白光、毎4秒に1光（明2秒、暗2秒）●燈高　平均水面上11.0 m●光達　11.5 M●燭光数　1,800●明弧　全度●構造　白塗円形コンクリート造、礎上高7.5 m●無看守
海図　129（宇島港）—100B
誌類　†誌103.307ページ—†誌411.3731番—27年17項（削除）
出所　燈台部
●27年395項
下関海峡東口および附近　燈浮標光達について
記事　下関海峡東口および附近の下記7燈浮標の光達は各下記の通りである。
位置　(イ)満珠島燈浮標　満珠島燈台の南南東方約640 m 33°59.2′N., 131°02.0′E.（概位）
(ロ)「中ノ州」東第1号燈浮標　上記燈台の南方約0.7 M
(ハ)同第2号燈浮標　上記燈台の南方約1.2M
(ニ)同北西燈浮標　上記燈台の西南西方約1.6M
(ホ)同西燈浮標　上記燈台の南西方約1.8M
(ヘ)前田沖燈浮標　早鞆瀬戸東口の北側 33°58.1′N., 130°58.5′E.（概位）

(ト)早鞆瀬戸潮流観測燈浮標　門司埼燈標の西北西方約620 m 33°57.7′N., 130°57.6′E.（概位）
略記　(イ)(ホ)Fl. ev. 3 sec. 5½ M.
(ロ)Occ. R. ev. 4 sec. 4 M.
(ハ)Fl. R. ev. 5 sec. 4 M.
(ニ)Fl. R. ev. 3 sec. 4 M.
(ヘ)Fl. ev. 4 sec. 5½ M.
(ト)Occ. W. G. ev. 4 sec. 5½, 3½M.
光達　(イ)(ホ)(ヘ) 5.5 M、(ロ)(ハ)(ニ) 4.0 M、(ト) 白5.5 M、緑3.5 M●その他従前通り
注意　書誌411号. 3904番、3905番-3908番、3911番、3912番の各光達欄を上記光達に各改記する。
海図　1225—135
誌類　（注意）誌411. 3904番、3905番-3908番、3911番、3912番
出所　燈台部
●27年396項
下関海峡西口および附近燈台等光達について
記事　下関海峡西口および附近の下記航路標識（燈台(1)、導燈（前、後燈共）、燈浮標(3)）の光達は各下記の通りである。
位置　(イ)「金ノ弦」岬燈台　「金ノ弦」岬上 33°54.5′N., 130°54.8′E.（概位）
(ロ)小門導燈（前燈）　小瀬戸西口の南側 33°56.8′N., 130°54.7′E.（概位）
(ハ)同（後燈）　(ロ)の南東方約50m
(ニ)「コシキ瀬」燈浮標　巌流島燈台の北北東方約0.3 M 33°56.1′N., 130°56.2′E.（概位）
(ホ)新町沖潮流観測燈浮標「山底ノ鼻」燈台の南南西方約0.8 M 33°54.0′N., 130°55.2′E.（概位）

(ヘ)高瀬燈浮標　「大山ノ鼻」燈台の南方約0.8 M 33°53.9′N., 130°54.3′E.（概位）
略記　(イ)Occ. ev. 6 sec. 9, m. 8½. M.（U）
(ロ)F. R. 18 m. 13½ M.（U）
(ハ)F. R. 24 m. 14½ M.（U）
(ニ)Fl. ev. 3 sec. 5½ M.
(ホ)Occ. W. R. ev. 4 sec. 5½, 4 M.
(ヘ)Fl. R. ev. 5 sec. 4 M.
光達　(イ)8.5 M、(ロ)13.5 M、(ハ)14.5M、(ニ)5.5M、(ホ) 白5.5M、紅4.0M、(ヘ)4.0M●その他従前通り
注意　書誌411号. 3919番、3923番、3930番、3952番、3953番の各光達欄を上記光達に各改記する。
海図　(ニ)1225—(ロ)を除く）1226—(イ)、(ハ)、(ヘ)）135—(イ)201
誌類　†誌411. 3929番—（注意）誌411. 3919番、3923番、3930番、3952番、3953番
出所　燈台部
●27年397項
下関海峡西口　燈浮標設置等
(1)記事　台場鼻の西南西方約0.8Mに昭和27年2月29日「片島航路第4号燈浮標」を設置した。
位置　若松燈台から61° 3,970m（海図1226号以下は片島燈台から157⅓° 3,000m）33°56′.5 N., 130°51.6′E.（概位）
略記　Fl. R. ev. 6 sec. 4 M.
細目　燈質　閃紅光、毎6秒に1閃●燈高　水面上4.5m●光達 4 M●燭光数　25●構造　紅塗円筒形上部やぐら形鉄造
(2)記事　片島航路燈浮標は上記燈浮標の設置に伴い名称を「片島航路第2号燈浮標」に、周期および光達を下記の通り変更した。

位置　片島燈台の西南西方約780 m 33°57.8″N., 130°50.5′E.（概位）
略記　Fl. R. ev. 4 sec. 4 M.
細目　燈質　閃紅光、毎4秒に1閃●光達　4 M●その他従前通り
海図　(1) 171—1226—135—(1) 201
誌類　†誌103.324ページ—†誌411.3958番（挿入）、3957番
出所　燈台部
●27年398項
九州東岸——古江港南西方　燈柱改設
記事　東海燈柱は昭和27年4月6日燈質を明暗紅光に、光達等を下記の通り変更の上、改設した。
位置　北川河口の北側 32°35.3′N., 131°43.1′E.（概位）
略記　Occ. R. ev. 5 sec. 9, m. 11M.（U）
細目　燈質　明暗紅光、毎5秒に1光（明3秒、暗2秒）●光達　11M●燭光数　720●その他従前通り
海図　151—1220—157—180
誌類　†誌411. 5018番
出所　燈台部
●27年399項
九州東岸——津久見港　係船浮標設置
記事　野島南東方の対岸側に係船浮標（2個）が設置してある。
位置　(イ)千怒埼燈柱（不動紅光）から 242½° 1,110 m 33°04.5′N., 131°52.4′E.（概位）
(ロ)上記燈柱から 241° 1,420m
細目　様式　(各)紅塗円台形●係船能力　(イ)10,000t、(ロ)3,000t
海図　1224
誌類　†誌103.335ページ
出所　第7管区海上保安本部

●27年400項
九州南岸——枕崎港　燈台燈質変更
記事　枕崎港島堤燈台は昭和27年4月15日燈質を明暗紅光に変更した。
位置　島堤西端 31°15.7′N., 130°17.8′E.（概位）
略記　Occ. R. ev. 6sec. 12m. 11½ M.（U）
燈質　明暗紅光、毎6秒に1光（明4秒、暗2秒）●その他従前通り
海図　221（分図「枕崎港」共）—207
誌類　†誌411. 5116番
出所　燈台部
●27年401項
支那東岸　揚子江南口——横沙南西方　沈船存在
記事　円々沙の下端附近の下記3位置に全没の沈船（2隻）および船体の一部を露出した沈船（1隻）が各存在する。
位置　(イ) Kiutoan 立標○から 57° 4,600m 31°17.0′N., 121°45.8′E.（概位）
(ロ)上記立標○から 79⅔° 6,460 m
(ハ)上記立標○から 75° 7,100m
注意　海図上、上記(イ)(ロ)2位置に危険界線をめぐらした水深不明の沈船記号を、(ハ)位置に露出沈船記号を各記載する。
海図　491
誌類　誌12 B. 301ページ
出所　米告示1952年956項(1)—(3)
○27年402項（一時関係）
支那東岸　揚子江南口——銅沙浅灘附近　浅瀬拡延
記事　銅沙浅灘は Tung Sha Bank 燈浮標の北方約1,000 mまで南方に拡延している。
位置　31°07.4′N., 122°03.4′E.（概位）
海図　491

誌類　誌12 B. 299ページ
出所　米告示1952年956項(6)
●27年403項
図誌訂正
書誌411号
(イ)3427番（百貫島燈台）の燭光数欄「10（アセチレンガス燈 V）」を「680（電燈）」に改記する。（燈台部）
(ロ)3726.6番（香々地燈台）（27年237項別紙）の燭光数欄中"3 8/13"を"2 8/10"に改記する。（燈台部）

●27年404項
(1)特殊図新刊

番号	図名	尺度（分数）	刊行年月	図積	定価（円）	摘要	目録記入ページ
6120₃₀	岩手県沿岸定置漁具図第1 宮古港至八木港 宮古港附近 田野畑港及太田名部港久慈港	—	昭27—3	½	35	—	5ページ3欄 6ページ左欄
※6901	日本近海深浅図（参考図）……△	1:8,000,000	昭27—3	全	150	昭和19年までの諸資料により編修した。	5ページ3欄 35ページ2欄

(2)海図改版

番号	図名	尺度（分数）	刊行年月	図積	摘要	目録記入ページ
※173	対馬全島……△	1:100,000	昭27—3	全	明治37年までの日本水路部の測量に、昭和23年までの諸資料を加えた。	27ページ1欄

注意—上記改版海図に関係する一時関係告示は26年507項である。
(3)海図廃版

番号	図名	尺度（分数）	刊行年月	図積	記事
173	対馬全島	1:100,000	昭6—7	全	昭和27年3月改版につき廃する。

●項外
(164)日本沿岸　射撃および爆撃訓練実施
連合国空軍は日本沿岸において昭和27年5月1日から同年5月15日まで下記区域内で射撃および爆撃訓練を実施する、なお危険区域および訓練時間は従前通りである。
(イ)角島西方空戦訓練区域（海図196号参照）
(ロ)美保湾対地射撃および爆撃訓練区域（海図116号参照）
(ハ)日御碕西方空戦訓練区域（海図1200号参照）
(ニ)酒田港西方空戦訓練区域（海図145号参照）
(ホ)三沢対地射撃および爆撃訓練区域（海図53号参照）
(ヘ)八戸港東南東方空戦訓練区域（海図53号参照）
(ト)那珂湊港北方対地射撃および爆撃訓練区域（海図62号参照）
(チ)鹿島灘空戦訓練区域（海図62号参照）
(リ)大野原島附近対地射撃および爆撃訓練区域（海図61号参照）
(ヌ)熊野灘空戦訓練区域（海図93号参照）
(ル)姫小島南方対地射撃および爆撃訓練区域（海図142号参照）
(ヲ)大村湾対地射撃および爆撃訓練区域（海図1231号参照）
(ワ)芦屋港北方対地射撃および爆撃訓練区域（海図1223号参照）
(カ)鳥島爆撃訓練区域（海図1208号参照）
（書誌461号および27年9号項外(89)各参照）（外務省）
(165)本州北西岸——新潟港　沈船解撤作業実施
新潟港防波堤燈台から 299½° 2,390 m（37°57.9′N., 139°03.0′E.概位）附近において下記期間中沈船（煙台丸、3,468t）の解撤作業を実施している、附近航行の船舶は注意を要する、なお上記沈船（船尾）標示のため黒塗仮浮標が設置してある。
期間　昭和27年4月9日—同年9月30日
（海図1155号（新潟港）参照）（第9管区海上保安本部）
(166)本州東岸——八戸港北方　対空射撃訓練期間延長
八戸港北方の三沢附近における連合国軍の対空射撃訓練は昭和27年5月8日まで延期された、附近航行の船舶は注意を要する。
区域　40°42′00″N., 141°25′52″E. の地点を中心とする半径約13.3M（28,000 yds.）の圏内海面
期間　昭和27年4月23日—同年5月8日
訓練時間　毎日 1000—1700
（海図53号、書誌461号、15ページおよび27年15号項外(149)各参照）（外務省）
(167)本州東岸——大船渡湾東方　漁網存在
綾里埼燈台から 214° 2,600 m 附近（39°00.3′N., 141°50.2′E.概位）から北方陸岸至近に至る間に漁網が存在する、附近航行の船舶は注意を要する。
標識　上記漁網の外端附近に高さ（水面上）4 mのやぐらが設置

してあり、昼間は白旗を掲揚し、夜間は白燈を点ずる。

（海図54号参照）（第2管区海上保安本部）

(168)京浜港　横浜――第3区　沈船撤去

横浜北水堤燈台（明暗紅光）の北方約480m（35° 27.7′ N.，139° 39.7′ E. 概位）附近の沈船（機帆船薬師丸、60t）は昭和27年4月12日撤去した。

（海図66号および27年14号項外(138)各参照）（第3管区海上保安本部）

(169)内海――播磨灘、備讃瀬戸および備後灘　掃海完了区域について

（Ⅰ）播磨灘西部

（A）片上航路

下記区域は昭和24年10月18日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記(イ)―(ハ)の3地点を結んだ線の両側(イ)(ロ)間は各500m、(ロ)(ハ)間は各350mの区域内海面および(ニ)―(ヌ)の7地点を順次連結する線の両側各100mの区域内海面

(イ)34° 37′ 29″ N.，134° 19′ 05″ E.
(ロ)34° 40′ 06″ N.，134° 16′ 55″ E.
(ハ)34° 41′ 18″ N.，134° 16′ 55″ E.
(ニ)34° 41′ 18″ N.，134° 16′ 53″ E.
(ホ)34° 42′ 06″ N.，134° 16′ 44″ E.
(ヘ)34° 42′ 39″ N.，134° 16′ 17″ E.
(ト)34° 42′ 46″ N.，134° 16′ 00″ E.
(チ)34° 42′ 38″ N.，134° 14′ 47″ E.
(リ)34° 42′ 48″ N.，134° 14′ 17″ E.
(ヌ)34° 42′ 55″ N.，134° 13′ 35″ E.

上記区域は南部で播磨灘北航路に接続する。

（B）牛窓航路

下記区域は昭和25年3月12日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面

(ル)34° 32′ 47″ N.，134° 08′ 16″ E.
(ヲ)34° 35′ 31″ N.，134° 08′ 37″ E.

上記区域は南部で播磨灘北航路に接続する。

（C）小豆島西航路

下記区域は昭和25年3月12日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記5地点を順次連結する線の両側(ワ)(カ)間は各500m、(カ)(ヨ)間は各250m、(ヨ)(タ)間は各400mおよび(タ)(レ)間は各500mの区域内海面

(ワ)34° 26′ 04″ N.，134° 06′ 38″ E.
(カ)34° 27′ 52″ N.，134° 07′ 44″ E.
(ヨ)34° 29′ 35″ N.，134° 08′ 47″ E.
(タ)34° 31′ 12″ N.，134° 08′ 04″ E.
(レ)上記（B）区域の(ル)地点

上記区域は北部で播磨灘北航路に、南部で備讃瀬戸航路に各接続する。

（D）土庄航路

下記区域は昭和25年3月12日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記7地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面および(ラ)地点から140° 750m間の北側幅80mの区域内海面、但し(ラ)から140° 550mの地点から140° 200m間は北側幅150m）

(ソ)34° 29′ 46″ N.，134° 08′ 59″ E.
(ツ)34° 29′ 53″ N.，134° 09′ 50″ E.
(ネ)34° 29′ 44″ N.，134° 09′ 59″ E.
(ナ)34° 29′ 32″ N.，134° 10′ 19″ E.
(ラ)34° 29′ 28″ N.，134° 10′ 15″ E.
(ム)34° 29′ 33″ N.，134° 09′ 54″ E.
(ウ)34° 29′ 24″ N.，134° 08′ 50″ E.

上記区域は西部で上記（C）区域に接続する。

（海図137号A、155号（片上港及附近）、153号および106号各参照）

（Ⅱ）備讃瀬戸および附近

（A）高松東航路

下記区域は昭和23年9月11日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記4地点を順次連結する線の両側(イ)(ロ)間は各400m、(ロ)(ハ)間は各350mおよび(ハ)(ニ)間は各450mの区域内海面

(イ)34° 24′ 18″ N.，134° 10′ 50″ E.
(ロ)34° 24′ 04″ N.，134° 07′ 30″ E.
(ハ)34° 23′ 35″ N.，134° 06′ 39″ E.
(ニ)34° 23′ 12″ N.，134° 04′ 59″ E.

上記区域は東部で備讃瀬戸航路に、西部で高松中航路に各接続する。

（B）小豆島南西方水底電線布設海面

下記区域は昭和23年11月28日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　(1)下記7地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(ホ)34° 25′ 20″ N.，134° 11′ 14″ E.
(ヘ)34° 27′ 28″ N.，134° 11′ 16″ E.
(ト)34° 27′ 38″ N.，134° 11′ 14″ E.
(チ)34° 27′ 47″ N.，134° 10′ 35″ E.
(リ)34° 27′ 32″ N.，134° 09′ 54″ E.
(ヌ)34° 27′ 14″ N.，134° 08′ 41″ E.
(ル)34° 26′ 17″ N.，134° 08′ 41″ E.

(2)下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(ヲ)34° 25′ 11″ N.，134° 08′ 28″ E.
(ワ)34° 24′ 40″ N.，134° 08′ 23″ E.
(カ)34° 24′ 23″ N.，134° 09′ 01″ E.
(ヨ)34° 24′ 30″ N.，134° 10′ 21″ E.

(3)下記6地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(タ)34° 23′ 55″ N.，134° 08′ 25″ E.
(レ)34° 23′ 10″ N.，134° 09′ 54″ E.
(ソ)34° 23′ 12″ N.，134° 10′ 26″ E.
(ツ)34° 23′ 48″ N.，134° 10′ 08″ E.
(ネ)34° 23′ 52″ N.，134° 10′ 44″ E.
(ナ)34° 24′ 05″ N.，134° 10′ 48″ E.

上記(1)区域は南部で備讃瀬戸航路に、(2)区域は北部で備讃瀬戸航路に、南部で上記（A）区域に、(3)区域は北部で上記（A）区域に各接続する。

（海図137号A参照）

（Ⅲ）備後灘

（A）備後灘北航路

下記区域は昭和24年2月21日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　上記8地点を順次連結する線の両側(イ)(ロ)間は各400m、(ロ)―(ニ)間は各500m、(ニ)(ホ)間は各350m、(ホ)(ヘ)間は各250mおよび(ヘ)―(チ)間は各500mの区域内海面

(イ)34° 22′ 31″ N.，133° 48′ 46″ E.
(ロ)34° 25′ 24″ N.，133° 47′ 17″ E.
(ハ)34° 26′ 02″ N.，133° 46′ 20″ E.
(ニ)34° 26′ 27″ N.，133° 31′ 48″ E.
(ホ)34° 26′ 30″ N.，133° 30′ 21″ E.
(ヘ)34° 25′ 03″ N.，133° 27′ 57″ E.
(ト)34° 21′ 06″ N.，133° 23′ 55″ E.

(チ)34° 17′ 17″ N.，133° 16′ 49″ E.

上記区域は東部で備讃瀬戸航路に、西部で因島東航路に各接続する。

（B）丸亀玉島航路

下記区域は昭和25年2月26日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記7地点を順次連結する線の(リ)(ヌ)間は両側各400m、(ヌ)(ル)間は両側各300m、(ル)(ヲ)間は西側300m、(ヲ)(ワ)間は両側各300mおよび(ワ)―(ヨ)間は両側各400mの区域内海面

(リ)34° 26′ 13″ N.，133° 40′ 06″ E.
(ヌ)34° 24′ 14″ N.，133° 43′ 10″ E.
(ル)34° 22′ 48″ N.，133° 43′ 59″ E.
(ヲ)34° 22′ 00″ N.，133° 44′ 27″ E.
(ワ)34° 21′ 11″ N.，133° 44′ 56″ E.
(カ)34° 20′ 38″ N.，133° 45′ 17″ E.
(ヨ)34° 18′ 56″ N.，133° 46′ 43″ E.

上記区域は(ワ)地点で備讃瀬戸航路と交叉し、北部で上記（A）区域に、南部で丸亀航路に各接続する。

（C）玉島航路

下記区域は昭和25年2月26日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面

(タ)上記（B）区域の(リ)地点
(レ)34° 29′ 13″ N.，133° 40′ 06″ E.

上記区域は南部で上記（A）区域に接続する。

（D）笠岡航路

下記区域は昭和24年2月9日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。

区域　下記2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面

(ソ)34° 25′ 03″ N.，133° 27′ 57″ E.
(ツ)34° 27′ 00″ N.，133° 27′ 57″ E.

上記区域は南部で上記（A）区域に接続する。

（海図130号、137号Bおよび153号各参照）（航路啓開本部）

(170)内海　備讃瀬戸西部――高見島西方　沈船標示浮標不存在

二西島燈台から47° 3,710m（34° 19.4′ N.，133° 39.4′ E. 概位）の沈船（右近丸、498t）標示の紅塗浮標は存在しない。（海図137号Bおよび26年308項各参照）（第6管区海上保安本部）

(171)四国南岸　宿毛湾――片島港岸壁築造工事施行

波打鼻の北東方約150m附近（32° 55.1′ N.，132° 41.8′ E. 概位）およびさん橋（名称図載してない）基部附近（32° 55.1′ N.，132° 42.0′ E. 概位）において岸壁築造工事を各施行している。

期間　昭和27年5月31日まで

標識　上記区域標示のため工事区域の各外端に紅旗および木板が各設置してある。

（海図109号（片島港及附近）参照）（第5管区海上保安本部）

(172)航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
4月11日1632 浮標	本州南岸野島埼燈台の南東方約4.1M 34° 51.0′ N.，139° 57.6′ E.	80	第3共同丸報
4月13日1935 ドラム罐	内海周防灘姫島燈台の北西方約5M 33° 47.1′ N.，131° 37.7′ E.	1101	住吉丸報
4月15日 木材多数	本州南岸御前埼の東方約5M 34° 35′ N.，138° 20′ E.	70	第4管区海上保安本部
4月15日 機帆船、木材多数	本州南岸御前埼の南西方約13.7M 34° 28′ N.，138° 00′ E.	70	第4管区海上保安本部
4月15日1730 浮標	東京海湾剱埼燈台の南南東方約2.3M 35° 06.3′ N.，139° 42.1′ E.	1084	千代玉丸報
4月17日1010 難破船	本州南岸御前埼の南東方約21M 34° 20.4′ N.，138° 31.3′ E.	80	第3管区海上保安本部

●近刊予告

書誌新刊

981号　水路要報第30号（昭和27年6月1日刊行）

◉郵政省告示第百三十四号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

昭和二十七年四月二十六日

郵政大臣　佐藤栄作

使用局	記念事項名称	使用期間
宮崎県都城郵便局	都城市振興局業務開始記念	昭和二十七年四月二十五日から
福岡県門司郵便局	門司港貿易再開記念九州産業共進会	昭和二十七年五月十五日まで
愛知県名古屋中央郵便局	名古屋港開港三百年祭	昭和二十七年四月二十六日から
山形県米沢郵便局	米沢市制施行十五周年	昭和二十七年五月一日から
千葉県成田郵便局	成田山新勝寺開帳	昭和二十七年四月二十七日から
長崎県佐世保郵便局	佐世保市制施行十五周年	昭和二十七年五月一日から
長崎県那覇郵便局	那覇港開港八十周年記念郵便	昭和二十七年五月一日から
群馬県桐生郵便局	桐生まつり	昭和二十七年五月二日から
福島県安達郵便局	安達市制施行	同
福岡県平尾郵便局	郵政切手展	同
栃木県宇都宮郵便局	市制施行三十五周年	昭和二十七年五月九日から
山口県新宿郵便局	こどもの日　ガーデンパーティー	昭和二十七年五月五日まで
秋田県郵便局	郵政切手展	同
宮城県仙台郵便局	仙台七夕祭	昭和二十七年五月十四日から
鹿児島県郵便局	郵政記念	昭和二十七年五月三日から

◉電気通信省告示第百二十四号

昭和二十七年三月二十五日限り、次の地方電気通信局郵政局を廃止した。下記の地方電気通信局郵政局が承継した。

昭和二十七年四月二十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

廃止局名称	承継局名称	位置
磐田市電話中継所	浜松電話中継所	静岡県

◉電気通信省告示第百二十五号

昭和二十七年三月十一日から、次の郵便局に内国為替交換業務の受付及び配達事務を開始した。

昭和二十七年四月二十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置
中之島郵便局	大阪府中之島大島郡十島村
口之島郵便局	大阪府口之島大島郡十島村
宝島郵便局	大阪府宝島大島郡十島村

◉電気通信省告示第百二十六号

昭和二十七年三月三十一日から、次の郵便局に電話交換業務及び電話通話事務を開始した。

昭和二十七年四月二十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置
香取郵便局	茨城県潮来郡神栖村

◉山形県告示（保安）第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項及び第四十條第一項に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により次の森林を保安林に指定する。

昭和二十七年四月二十六日

山形県知事　村山道雄

山形県南村山郡蔵王村大字高湯字アッサ山一二三ノ二

以上なだれ並びに落石防止のため必要と認めるもの

昭27.4.26. 第7590号

訓令

◉国家地方警察訓令第一号

皇宮護衛官服制（昭和二十三年国家地方警察訓令第五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十六日

国家地方警察本部長官 斎藤 昇

第二條の次に次の一條を加える。

第三條 儀礼的護衛に服する皇宮護衛官の服制については、前二條の規定にかかわらず別表のとおりとする。

附則第二項の次に次の別表を加える。

別表

皇宮護衛官儀礼服制表

区分		皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視	皇宮警部補、皇宮警部	皇宮巡査部長、皇宮巡査
上衣	地質	深黒色のラシャとする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
製式	前面	「フロックコート」形折えりとし、日章をつけた金色ボタン四個を一行につけ、腰上両側に幅二十五ミリメートル平織金線で縁を施したポケットふた一個をつける。形状は、図のとおりとする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
	後面	「フロックコート」形とし、すそをへだたる百五十ミリメートル上部より乗留に至る間両辺に日章をつけた金色ボタン二個をつける。形状は、図のとおりとする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
	肩章	丸打径八ミリメートル金線二條を合わせて鎖状組とし、これに上部に径十五ミリメートルの金色ボタン一個下部に径三十ミリメートルの金色日章一個をつける。形状及び寸法は、図の通りとする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
	階級章	第一條による皇宮護衛官の制服の階級章と同様とする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
	その他の章	幅三十ミリメートルの平織金線一條幅十五ミリメートルの平織金線三條をつけ、その上部に幅十ミリメートルの金線一條を糾錯する。形状及び寸法は、図のとおりとする。	幅三十ミリメートルの平織金線一條幅十五ミリメートルの平織金線二條をつけ、その上部に幅十ミリメートルの金線一條を糾錯する。形状及び寸法は、図のとおりとする。	幅三十ミリメートルの平織金線一條幅十五ミリメートルの平織金線一條をつけ、その上部に幅十ミリメートルの金線一條を糾錯する。形状及び寸法は、図のとおりとする。
帯革止		真ちゆう製黒漆りの金具二個を左右両脇縫目につける。取外し式とする。形状及び寸法は、図のとおりとする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
ズボン	地質	上衣と同様とする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
	製式	長ズボンとし、両股に各一個、右側後方に一個のポケットをつける。形状は、図のとおりとする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
特別ズボン	地質	深緑色のラシャとする。	上欄と同様とする。	
	製式	長さはくるぶしの上に止め、すそ口を裂き、これにボタン五個をつけ、両股に各一個のポケットをつける。形状は、図のとおりとする。	上欄と同様とする。	
帽	地質	深黒色のじゅうとする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
	製式	円形とし、黒革製前ひさし及び黒革製あごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において日章をつけた金色ボタン各一個をつける。あごひもの外側に平織金線をつけ、前ひさし表面には黒ラシャとし、その前縁にそつて金モールの桜模様を配する。形状は、図のとおりとする。	上欄と同様とする。	円形とし、黒革製前ひさし及び黒革製あごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において日章をつけた金色ボタン一個をつける。形状は、図のとおりとする。
	き章	金色日章をモール製金色で抱擁する。地台は、黒色のじゅうとする。帽の周囲には、黒色の斜子縁をめぐらし、十五ミリメートルの平織金線二條をつける。金線は黒色の中間はじゃ腹で画する。形状及び寸法は、図のとおりとする。	金色日章をモール製金色桜で抱擁する。地台は、黒色のじゅうとする。帽の周囲には、黒色の斜子縁をめぐらし、十五ミリメートルの平織金線一條をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	金色日章をモール製金色桜で抱擁する。地台は、黒色のじゅうとする。帽の周囲には、黒色の斜子縁をめぐらし、十五ミリメートルの平織銀線一條をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
帯革	地質	黒色の牛革とする。	上欄と同様とする。	上欄と同様とする。
	製式	表は黒革とし、幅六ミリメートルの金線二條をつけ、裏はひ色のじゅうとする。金具は金色とし、径三十ミリメートルの日章をつける。帯革にけん銃入れをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	上欄と同様とする。但し、帯革の裏は、青色のじゅうとする。	上欄と同様とする。但し、帯革の裏は、緑色のじゅうとする。

備考

一 特別ズボンは、乗馬の際着用する。

二 カラー、ワイシャツ及び手袋は、白色とし、ネクタイは、濃藍又は黒色とする。

三 靴は、黒革製短靴とする。但し、特別ズボンを着用するときは黒革製長靴とする。

図 数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。

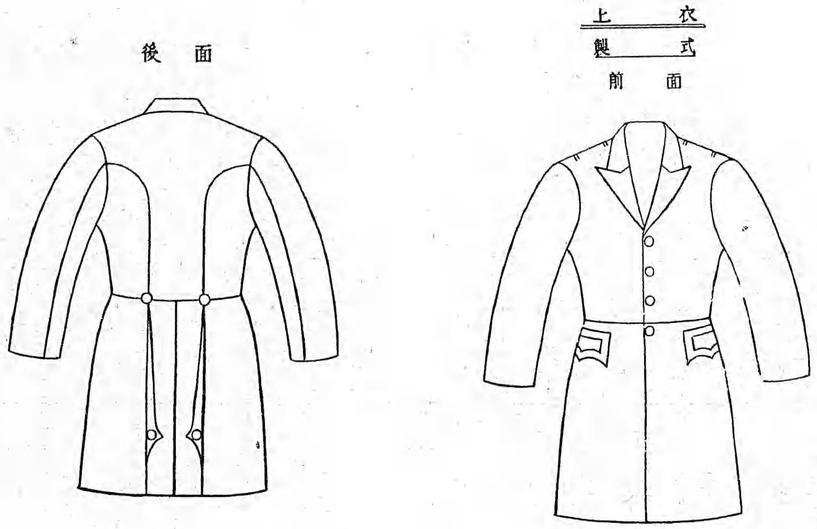

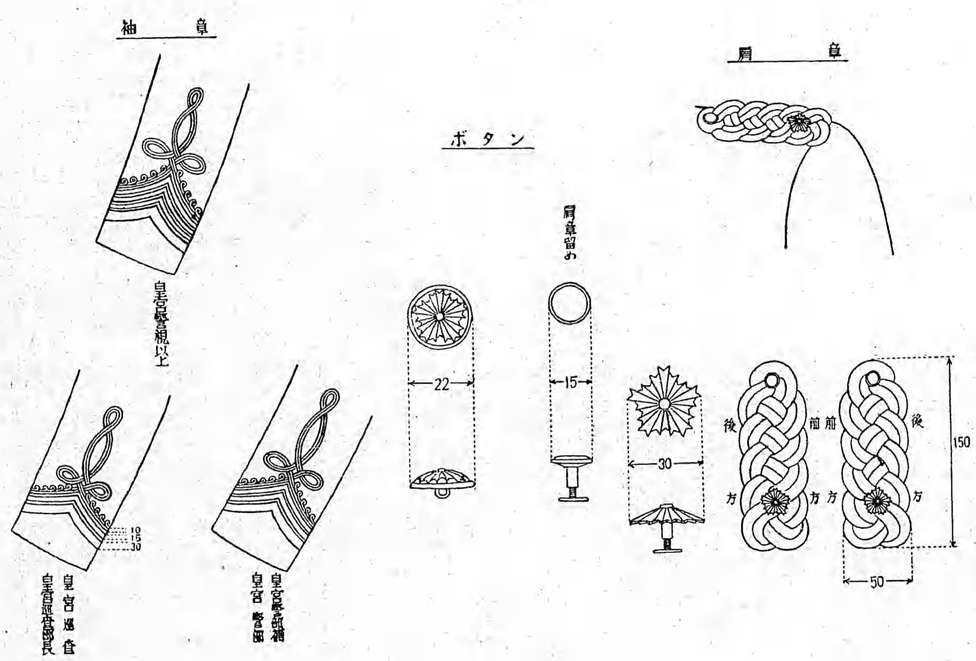

昭27.4.26.　第7590号

◉**文部省訓令第三号**

文部本省
国公私立大学
都道府県

教職員の適格審査会に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十六日

文部大臣　天野　貞祐

教職員の適格審査会に関する規程を廃止する訓令

教職員の適格審査会に関する規程（昭和二十二年文部省訓令第三号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律（昭和二十七年法律第七十九号）施行の日から施行する。

正　誤

昭和二十七年三月十八日農林省告示第八十九号中二九一頁二段四　漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期中、漁獲物の種類「こい、ふな、」は「こい」の誤り。　農林省官報報告主任

昭和二十七年二月二日通商産業省告示第二十二号中四二頁一段終りから一二行「W_t」は「W_c」の、同終りから一一行「$g_1 \cdot g_2 \cdot g_3 \cdot g_4 \cdot g_5$」は「$g_1 \cdot g_2 \cdot g_3 \cdot g_4 \cdot g_5$」の、同終りから九行「$d_1 \cdot d_2 \cdot d_3 \cdot d_4 \cdot d_5$」は「$d_1 \cdot d_2 \cdot d_3 \cdot d_4 \cdot d_5$」の、同二段四行「$W_t$」は「$W_t$」の、同三月二十四日公布通商産業省令第二十号（電気事業主任技術者資格検定規則の一部改正）中三八五頁二段一四行および三段終りから二行「但シ第七條ノ二第一号乃至第三号ニ依リは「但シ第七條ノ二第一項乃至第三項ニ依リ」の、同四月十一日公布通商産業省令第三十号タングステン、モリブデン等使用制限規則第三條第三項第二号二行「ポリトクリツパー」は「ポルトクリツパー」のいずれも誤り。

通商産業省官報報告主任

昭和二十七年三月二十九日公布運輸省令第十号（船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令）中五二〇頁下段終りから一一行「運信省令第二十三号」は「運信省令第二十二号」の誤り。

運輸省官報報告主任

昭和二十七年四月一日（官報号外第三十六号）公布外務省令第四号別表中大韓民国・イタリア・フランスの手数料金額中単位を表示する点は全部削除するはずの、タイの「遺言の公証」手数料金額中「二九・五〇」は「一二九・五〇」のいずれも誤植

国会事項

○衆議院

◉**公聴会告示**

昭和二十七年四月二十六日

衆議院法務委員長　佐瀬　昌三

衆議院法務委員会は、左の要領で、公聴会を開きますから、御意見を述べたい方は進んで御申し出下さい。

一、問題　破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案

一、日時　昭和二十七年四月三十日（水）及び五月二日（金）午前十時

一、場所　衆議院内

一、申出の方法　東京都千代田区永田町衆議院法務委員長宛に意見を述べようとする理由及び具体的事項並びに問題に対する賛否を文書で申し出ること。（住所、氏名、職業及び年令明記のこと。）

一、申出期限　昭和二十七年四月二十七日まで

一、出席者の選定、通知　申し出た方の中から、委員会で選定の上電報又は速達で通知する。

一、旅費日当　出席者には出席当日旅費日当を支給する。

なお、お問合せは、衆議院委員部まで（電話　霞ケ関(580)〇五九二）

昭和二十七年四月二十六日

衆議院通商産業委員長　中村　純一

衆議院通商産業委員会は、左の要領で、公聴会を開きますから、御意見を述べたい方は進んで御申し出下さい。

一、問題　臨時石炭鉱害復旧法案

一、日時　昭和二十七年五月七日（水）午前十時

一、場所　衆議院内

一、申出の方法　東京都千代田区永田町衆議院委員部気付通商産業委員長宛に意見を述べようとする理由及び具体的事項並びに問題に対する賛否を文書で申し出ること。（住所、氏名、職業及び年令明記のこと。）

一、申出期限　昭和二十七年五月二日まで

一、出席者の選定、通知　申し出た方の中から、委員会で選定の上電報又は速達で通知する。

一、旅費日当　出席者には出席当日旅費日当を支給する。

なお、お問合せは、衆議院委員部まで（電話　霞ケ関(580)〇五九二）

◉**法律公布奏上及通知**　四月二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

海上保安庁法の一部を改正する法律

◉**議決通知**　四月二十四日本院は衆議院議員中原健次が広島地方専売公社調停委員会委員に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

◉**議案提出**　四月二十四日議員から提出した議案は次の通りである。

耐火建築促進法案（鈴木仙八外十三名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

塩専売法の一部を改正する法律案

◉**議案送付**　四月二十四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

特許法の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

◉**議案通知**　四月二十四日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

海上保安庁法の一部を改正する法律案

◉**緊急質問提出**　四月二十四日提出した緊急質問は次の通りである。

爆薬漁業等による漁場荒廃取締に関する緊急質問（前田栄之助提出）

◉**議事日程**　四月二十五日の議事日程は次の通り。

議事日程　第三十四号

昭和二十七年四月二十五日（金曜日）

午後一時開議

第一　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案（前会の続）（内閣提出）

第二　外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（松浦東介外二十三名提出）

第四　十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（宇野秀次郎外三十八名提出）

第五　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　木船運送法案（関谷勝利外三十名提出）

第七　日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案（内閣提出）

第八　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案（内閣提出）

第九　町村職員恩給組合法案（内閣提出、参議院送付）

○参議院

◉**議事日程**　四月二十五日の議事日程は左の通り。

議事日程　第三十二号

昭和二十七年四月二十五日（金曜日）

午前十時開議

第一　気象業務法案（内閣提出）（委員長報告）

第二　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三　特許法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第四　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第五　平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第六　平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第七　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

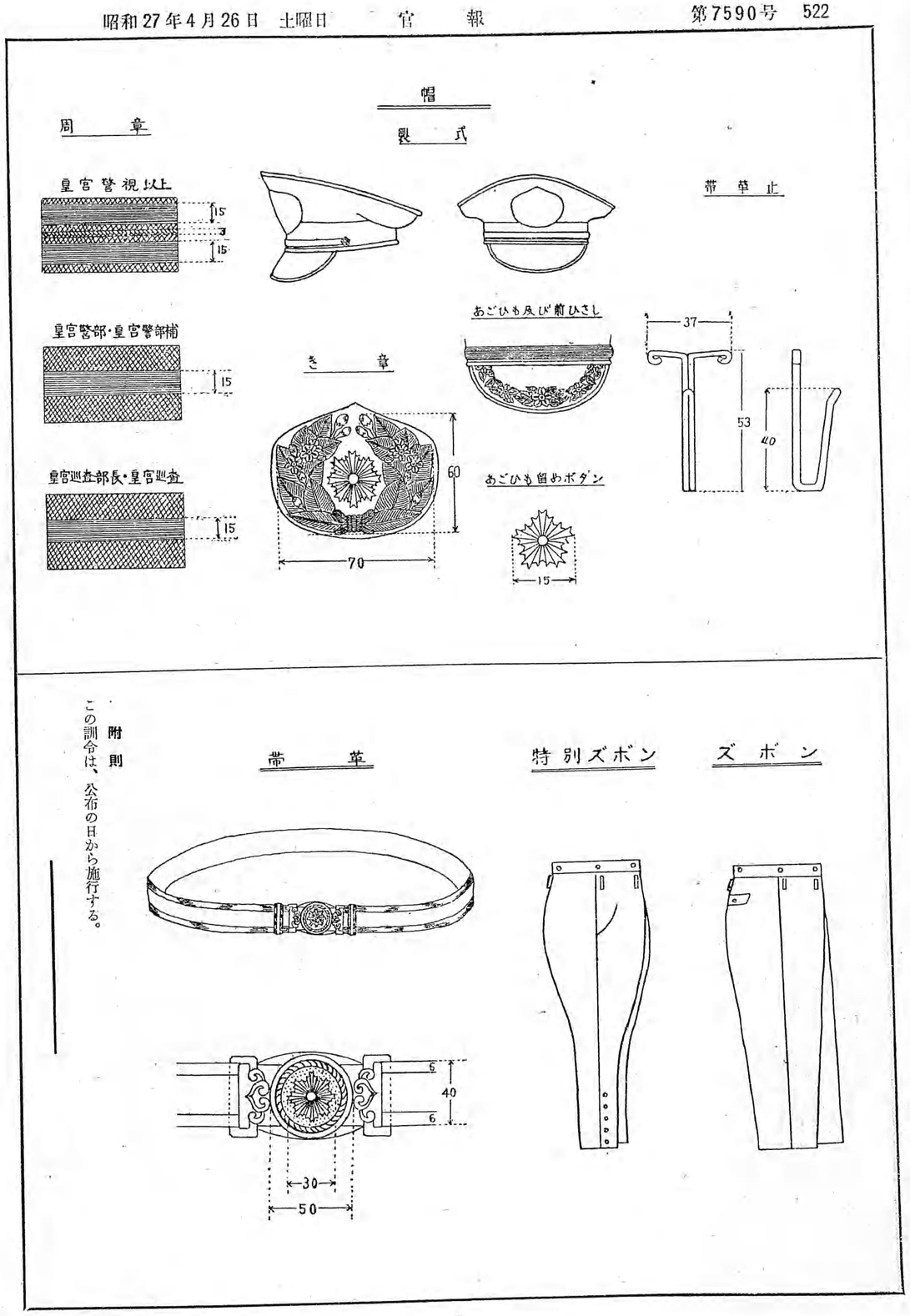

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

第八　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障に関する条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第九　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障に関する条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一〇　昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書（その二）（衆議院送付）（委員長報告）

第一一　昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書（その三）（衆議院送付）（委員長報告）

第一二　昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正（特第一号）総則第四條に基く使用総調書（衆議院送付）（委員長報告）

第一三　昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書（その一）（衆議院送付）（委員長報告）

第一四　昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書（その一）（衆議院送付）（委員長報告）

第一五　昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書（衆議院送付）（委員長報告）

第一六　株式会社日本機関銀印刷所転封印解除に関する請願（委員長報告）

第一七　職犯者の釈放に関する請願（三件）（委員長報告）

第一八　職犯者の釈放等に関する請願（一件）（委員長報告）

第一九　金融犯刑罰者の釈放に関する陳情（委員長報告）

◉**報告書提出**　四月二十三日委員長から左の報告書を提出した。

総調書（その二）議決報告書

昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書（その二）議決報告書

昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書（その二）議決報告書

昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正（特第一号）総則第四條に基く使用総調書議決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案可決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の特例に関する法律案可決報告書

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年三月二十七日

従六位　山崎　栄一

◉正六位に叙する

◉昭和二十七年四月八日

西村　武

◉正七位に叙する

◉昭和二十七年四月二十一日

勲四等　赤羽　穣

勲三等に叙し瑞宝章を授ける

特旨を以て位一級追陞せられる（四月二十二日）

故文部教官従六位　山崎　栄一

局公益事業部正　竹中喜満太

局商事部次長　竹内　一

二十四日）

第二回国会政府委員を命ずる（四月

○**総理府**

科学技術行政協議会幹事を命ずる　道三

運輸事務次官　牛島　辰彌

社会保障制度調査会委員を命ずる

○厚生省

◉昭和二十七年三月一日

正六位　田辺文二郎

従六位　山崎　栄一

◉昭和二十七年四月二十日

従六位　本伊三郎

従六位　田辺文二郎

従六位　長谷川直智

従六位　高瀬真雄

従六位　戸根木長之助

従六位　高瀬真雄

従六位　戸根木長之助

従六位　高瀬真雄

従六位　戸根木長之助

長崎九級十号俸を給する
る（四月十六日）
長崎県陸運事務所登録機材課長を命ず
地方事務官　中本　蔵
（以上四月一日）
門司海員養成所教務課長兼務を免ずる
選輸技官　安井　善一
門司海員養成所生徒課長兼務を命ずる
同　田上淫太郎
門司海員養成所教務課長兼務を命ずる
同　高橋　誠
盛岡労働基準監督署長に補する
盛岡労働基準監督官　阿部金治郎
（以上三月三十一日）
地地方技能養成指導官を免ずる
地方技能養成指導官　山田　正忠
多賀労働基準監督署長に補する
同　多賀谷　正
岩手労働基準監督署長に補する
同　和田令健太郎
（以上四月一日）
栃木地方経済調査局長心得を命ずる
経済調査官　大沢　登一
栃木地方経済調査局長心得を免ずる
同　高橋　勝治
（以上四月十日）

第7590号

通商機械局動務を命ずる
同　高橋　正
機械品検査所長を命ずる
同　山部　秀二
（以上四月十一日）
外務省へ出向を命ずる（四月五日）
通商産業事務官　宮崎　弘道
名古屋通商産業局動務を命ずる
同　白石　国蔵
四国通商産業局動務を命ずる
同　高橋　誠
資源庁へ出向を命ずる（以上四月十六日）
○運輸省
◉昭和二十七年四月十六日
運輸事務官に任命する
運輸事務官　中本　蔵
地方事務官に任命する
地方事務官　西山　昌吉
運輸事務官に任命する
運輸事務官　原田　吉
地方技官に任命する
運輸技官　元崎　勇
（各通）
労働基準監督官に任命する
労働事務官　秋元　広吉
労働基準監督官に任命する
労働事務官　斎藤　三義
同　陸覚　春雄
労働技官に任命する
同　北村　修
同　長谷川五郎
同　川島　精一
一ノ関労働基準監督署長に補する
同　佐藤　四郎
三戸労働基準監督署長に補する
同　金子　文吉
地方労働基準監督官を命ずる
同　古宮　正栄
岩手労働基準局庶務課長事務代理を免ずる
盛岡労働基準監督署長事務代理を免ず
る
同　一條　武夫
秋田労働基準監督署長に補する
同　横道　喜作
秋田労働基準監督署長事務代理を免ず
る
同　北村　修
秋田労働基準監督署長事務代理を免ず
る
同　長谷川五郎
福島労働基準監督署長に補する
地方労働基準監督官を免ずる
宇都宮労働基準監督署長に補する
同　新井　要一
足利労働基準監督署長に補する
同　石綿　一
佐野労働基準監督署長に補する
同　羽鳥　一司
群馬労働基準局監督課動務を命ずる
地方労働基準監督官を命ずる
同　広瀬　利正
高崎労働基準監督署長に補する
前橋労働基準監督署長に補する
同　奥野　好文
桐生労働基準監督署長に補する
地方労働基準監督官　多賀谷　正
昌平労働基準監督署長に補する
和田令健太郎
多賀労働基準監督署長に補する
同　山田　正忠
地地方技能養成指導官を免ずる
地方技能養成指導官　高橋　清美
花巻労働基準監督署長に補する
同　高橋　正
通商機械局動務を命ずる
同　山部　秀二
機械品検査所長を命ずる
同　近藤　孝子
外務省へ出向を命ずる（四月五日）
通商産業事務官　宮崎　弘道
名古屋通商産業局動務を命ずる
通商産業技官　白石　国蔵
通商産業局動務を命ずる
同　中野　貫一
四国通商産業局動務を命ずる
同　高橋　誠
資源庁へ出向を命ずる（以上四月十六日）
○運輸省
◉昭和二十七年四月十六日
運輸事務官に任命する
運輸事務官　中本　蔵
◉地方事務官に任命する
地方事務官　西山　昌吉
運輸事務官に任命する
運輸事務官　原田　吉
地方技官に任命する
運輸技官　元崎　勇
（各通）
労働基準監督官に任命する
労働事務官　秋元　広吉
労働技官に任命する
同　陸覚　春雄
同　一條　貫一
労働事務官に任命する
労働技官　小野　清美
（運輸省）
同　斎藤　三義
労働基準監督官
（各通）
同　長谷川五郎
同　川島　精一
同　佐藤　四郎
同　金子　文吉
同　古宮　正栄
同　一條　武夫
同　横道　喜作
同　北村　修

同 西沢 浅治
奈良地方経済調査局長心得を命ずる
経済安定事務官 大倉 辰一
住宅金融公庫へ出向を命ずる
経済調査官 前田 寛
願に依り本官を免ずる（以上四月十五日）
経済安定事務官 森 重弘
貿易局計画第三課勤務を命ずる（四月十六日）

○最高裁判所

判事 村上 三郎
松山地方裁判所判事に補する
四号報酬を給する
松山地方裁判所大洲支部勤務を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所大洲支部勤務を命ずる
久万簡易裁判所判事 村上 三郎
大洲簡易裁判所判事に補する
福井家庭裁判所判事 布谷 寛治
兼ねて福井地方裁判所判事に補する
福井地方裁判所武生支部勤務を命ずる
（以上三月二十六日）
札幌高等裁判所判事 東 徹
長崎地方裁判所判事の職務代行を免ずる（四月一日）
釧路地方裁判所判事兼釧路家庭裁判所判事 堀 真道
東京高等裁判所判事に補する
判事補 秋山 哲一
鳥取家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて鳥取地方裁判所判事補に補する
同 青山 惟通
松江地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて松江家庭裁判所判事補に補する
同 伊藤 和男
仙台地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて仙台家庭裁判所判事補に補する
同 入江 正信
新潟家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて新潟地方裁判所判事補に補する
釧路地方裁判所判事補に補する
七号報酬を給する
兼ねて釧路家庭裁判所判事補に補する
同 石垣 光雄
名古屋家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
名古屋家庭裁判所豊橋支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋地方裁判所判事補に補する
同 乾 達彦
名古屋地方裁判所豊橋支部勤務を命ずる
同 宇野栄一郎
長野地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
長野地方裁判所上田支部勤務を命ずる
兼ねて長野家庭裁判所判事補に補する
長野家庭裁判所上田支部勤務を命ずる
同 衛藤 善人
長崎地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
長崎地方裁判所佐世保支部勤務を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事補に補する
長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる
同 大西 一夫
長崎地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて長崎家庭裁判所判事補に補する
同 岡田 安雄
山形家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて山形地方裁判所判事補に補する
同 金子仙太郎
仙台家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
仙台家庭裁判所古川支部勤務を命ずる
兼ねて仙台地方裁判所判事補に補する
仙台地方裁判所古川支部勤務を命ずる
同 可部 恒雄
福岡地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
同 賀集 唱
名古屋地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する
同 倉橋 良寿
広島地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
広島地方裁判所呉支部勤務を命ずる
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
広島家庭裁判所呉支部勤務を命ずる
同 小谷 卓男
静岡家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて静岡地方裁判所判事補に補する
同 佐々木史朗
岐阜家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて岐阜地方裁判所判事補に補する
同 島原 清
福井地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて福井家庭裁判所判事補に補する
同 鈴木 義男
福島家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて福島地方裁判所判事補に補する
同 隅田 誠一
札幌地方裁判所判事補に補する
七号報酬を給する
札幌地方裁判所岩見沢支部勤務を命ずる
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する
札幌家庭裁判所岩見沢支部勤務を命ずる
同 饒河 哲男
秋田家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて秋田地方裁判所判事補に補する
同 高林 克巳
宮崎地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて宮崎家庭裁判所判事補に補する
同 滝田 薫
鹿児島地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて鹿児島家庭裁判所判事補に補する
同 武居 二郎
福岡地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
同 時田 康夫
宇都宮地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて宇都宮家庭裁判所判事補に補する
同 土橋 忠一
高松地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
高松地方裁判所丸亀支部勤務を命ずる
兼ねて高松家庭裁判所判事補に補する
高松家庭裁判所丸亀支部勤務を命ずる
同 中村 護
釧路家庭裁判所判事補に補する
七号報酬を給する
兼ねて釧路地方裁判所判事補に補する
同 中村 捷三
佐賀地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて佐賀地方裁判所唐津支部勤務を命ずる
佐賀家庭裁判所唐津支部勤務を命ずる
同 長久保 武
札幌家庭裁判所判事補に補する
七号報酬を給する
兼ねて札幌地方裁判所判事補に補する
同 内藤 正久
福島地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
福島地方裁判所若松支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事補に補する
福島家庭裁判所若松支部勤務を命ずる
同 西山 俊彦
名古屋家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて名古屋地方裁判所判事補に補する
同 西沢 潔
新潟家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
新潟家庭裁判所新発田支部勤務を命ずる
兼ねて新潟地方裁判所判事補に補する
新潟地方裁判所新発田支部勤務を命ずる
同 新田 圭一
富山地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
富山地方裁判所高岡支部勤務を命ずる
兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する
富山家庭裁判所高岡支部勤務を命ずる
同 野田 栄一
山形地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
山形地方裁判所米沢支部勤務を命ずる
兼ねて山形家庭裁判所判事補に補する
山形家庭裁判所米沢支部勤務を命ずる
同 平佐 力
福岡家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
兼ねて福岡地方裁判所判事補に補する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
同 広木 重喜
長崎地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて長崎家庭裁判所判事補に補する
同 藤野 岩雄
神戸地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
神戸地方裁判所豊岡支部勤務を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する
神戸家庭裁判所豊岡支部勤務を命ずる

同 深谷 真也
大分家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
大分家庭裁判所中津支部勤務を命ずる
兼ねて大分地方裁判所判事補に補する
大分地方裁判所中津支部勤務を命ずる
同 松井 正道
旭川地方裁判所判事補に補する
七号報酬を給する
兼ねて旭川家庭裁判所判事補に補する
同 松田 延雄
福島地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
福島地方裁判所白河支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事補に補する
福島家庭裁判所白河支部勤務を命ずる
同 宮崎 昇
盛岡家庭裁判所判事補に補する
七号報酬を給する
盛岡家庭裁判所一関支部勤務を命ずる
兼ねて盛岡地方裁判所判事補に補する
盛岡地方裁判所一関支部勤務を命ずる
同 村上 明雄
鳥取地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて鳥取家庭裁判所判事補に補する
同 森川 憲明
広島地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
同 山内 茂克
広島地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
広島地方裁判所三次支部勤務を命ずる
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
広島家庭裁判所三次支部勤務を命ずる
同 山口 定男
福岡地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
同 柳川 俊一
前橋家庭裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて前橋地方裁判所判事補に補する
同 横山 長
広島地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
（以上四月八日）
水戸地方裁判所判事兼水戸家庭裁判所判事 角村 克己
東京高等裁判所判事に補する（四月十日）
判事 石田 憲次
二号報酬を給する
長崎地方裁判所判事 石田 憲次
長崎地方裁判所平戸支部勤務を免じ長崎地方裁判所島原支部勤務を命ずる
長崎家庭裁判所判事 石田 憲次
長崎家庭裁判所平戸支部勤務を免じ長崎家庭裁判所島原支部勤務を命ずる
簡易裁判所判事 福島 通夫
平戸簡易裁判所判事に補する
判事二号報酬を給する
長崎地方裁判所判事 福島 通夫
長崎地方裁判所島原支部勤務を免じ長崎地方裁判所平戸支部勤務を命ずる
長崎家庭裁判所判事 福島 通夫
長崎家庭裁判所島原支部勤務を免じ長崎家庭裁判所平戸支部勤務を命ずる
判事補 中西 浩子
秋田地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて秋田家庭裁判所判事補に補する
同 宮崎 富哉
山口地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
兼ねて山口家庭裁判所判事補に補する
同 吉富 三雄
福岡地方裁判所判事補に補する
八号報酬を給する
福岡地方裁判所久留米支部勤務を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
福岡家庭裁判所久留米支部勤務を命ずる（以上四月十一日）
名古屋家庭裁判所判事兼判事 伊藤 政吉
福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所若松支部勤務を命ずる（四月十二日）
本別簡易裁判所判事 佐藤 多一
美幌簡易裁判所判事に補する
美幌簡易裁判所判事 武藤 武雄
本別簡易裁判所判事に補する
新潟地方裁判所判事 大内 彌介
兼ねて新潟家庭裁判所判事に補する
判事補 野村 喜芳
判事補の職権の特例等に関する法律第一條の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する
鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事 美坂 金治
宮崎地方裁判所判事に補する
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所判事 喜頭 兵一
事簡易裁判所判事に補する（以上四月十四日）
名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補判事補 黒木 美朝
名古屋地方裁判所豊橋支部勤務を命ずる
名古屋家庭裁判所豊橋支部勤務を命ずる（四月十五日）
東京地方裁判所判事 田原 義衛
浦和地方裁判所判事に補する
兼ねて浦和家庭裁判所判事に補する（四月十六日）

官庁事項

○総理府

◉日本放送協会昭和二十七年度収支予算の承認について 放送法第三十七條第三項の規定に基き、三月二十五日国会において承認された日本放送協会昭和二十七年度収支予算は、次の通りである。

昭和二十七年四月二十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

日本放送協会昭和二十七年度収支予算
予算総則

第一條 昭和二十七年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二條 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は五十円とする。

第三條 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することはできない。

第四條 本予算で指定する経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て各項間において彼此流用することができる。但し、給与及び退職手当の金額は、給与の項から退職手当の項に流用する場合を除き、他の項の金額と彼此流用することはできない。

第五條 本予算中、資本支出において年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の場合に限り、予算の残額を翌年度に繰越して使用することができる。

第六條 予備金は、予見し難い予算の不足に充てる以外に使用することはできない。

第七條 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額に相当する金額は、経営委員会の議決を経て借入金の返還又は設備の改善の経費に充てることができる。但し、収入の増加が業務量の増加に伴う場合は、その増加額に相当する金額の一部を業務量の増加に直接関係ある経費に充てて使用することができる。

第八條 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て借入金の返還又は設備の改善の経費に充てることができる。但し、収支欠損金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支欠損金に計上し、本予算中事業収支を差繰り補てんしなければならない。

第九條 放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、本予算中の放送債券の発行にかえ、長期借入金によることができる。

2 長期借入金によるときは、借入額に相当する金額は、本予算中放送債券の項から長期借入金の項に移行するものとする。

3 第一項により長期借入金を借入れたときは、その支払利息の不足額は、本予算中の放送債券発行差金償却費及び放送債券償還積立金から流用することができる。

第十條 国際放送の実施に伴う経費の政府の交付金の収入が、予算額に比し増加したときは、その増加額に相当する金額は国際放送に関係ある経費に充てて使用することができる。

第十一條 公職選挙法に基く選挙放送費の政府又は地方公共団体の交付金の収入が、予算額に比し増加したときは、その増加額に相当する金額は選挙放送に関係ある経費に充てて使用することができる。

第十二條 連合軍の要求に基く役務の提供に対する契約金の収入が、予算額に比し増加したときは、その増加額に相当する金額は役務の提供に関係ある経費に充てて使用することができる。

昭和二十七年度収支予算書

款	項	予算額（単位千円）
前期繰越金		0
資本収支剰余金		7,390,684
資本収入		1,202,000
事業収入	債券金	600,000
	借入金	267,000
	送債	25,000
	期間定期積立金	284,000
	固定資産売却収入	26,000
	償還償却引当金戻入	6,188,684
	放長期債券償還積立金入	5,878,750
	放送債券償還積立金繰入	34,362
	受信料収入	246,391
	受信料収入	29,181
	受信料収入	7,390,684
	受信料収入	1,404,400
	受信料収入	996,000
	受信料収入	0
	受信料収入	172,400
	受信料収入	236,000
	受信料収入	5,936,284
	受信料収入	2,104,137
	受信料収入	1,278,913
	受信料収入	37,905
	受信料収入	374,513
	受信料収入	364,667
	受信料収入	68,103
	受信料収入	92,212
	受信料収入	304,919
	受信料収入	200,871
	受信料収入	185,420
	受信料収入	250,299
	受信料収入	161,960
	受信料収入	40,902
	受信料収入	284,000
	受信料収入	20,000
	受信料収入	17,000
	受信料収入	147,463
	受信料収入	3,000
	受信料収入	50,000
	受信料収入	0
資本支出		
事業支出	建設費	
	投資	
	放送債券償還積立金繰入	
	諸費	
	給与費	
	放送債券償還積立金繰入	
	調査研究費	
	通信施設費	
	技術費	
	技術費	
	普及費	
	加入者費	
	管理費	
	舎宅費	
	厚生費	
	共済組合負担金	
	退職手当	
	減価償却費	
	未収金償却	
	未収金償却	
	未収金償却

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十七年押第五九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
玉津区検察庁
一、換価金 四百九十七円七十六銭
一、緑色風呂敷 一枚
三、水玉袋 一枚
○同押第六四号（同）
一、換価金 四百九十七円七十六銭
二、茶色風呂敷 一枚
○同押第六五号（同）
一、換価金 一千四十一円八十四銭
二、風呂敷 二枚
三、袋 二枚
四、弁当箱 一個
○同押第六六号（同）
一、換価金 三百十八円三十四銭
二、白木綿袋 一枚
○同押第六七号（同）
一、換価金 四百二十二円五十二銭
二、白木綿袋 一枚

○工場財団

東京都新宿区四谷三丁目二番地二東豊交易株式会社より浜松市森田町七三番同所七四番同所七五番同所八一番同所八三番東豊交易株式会社浜松工場に属する土地、建物及び機械器具に対し工場財団組成のため所有権保存の登記申請があつたから右財団に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若くは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年四月二十六日
静岡地方法務局浜松支局

大蔵省公告

○証票無効

一、検査章
昭和二十六年一月四日交付第二六号
一葉
渋谷税務署在勤大蔵事務官高橋光夫
名義の分
昭和二十六年十二月十六日亡失
一、収税官吏章
昭和二十六年六月十七日交付第六号
一葉
足立税務署在勤大蔵事務官小峰昭二
名義の分
昭和二十六年十一月十日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年九月八日交付第一五号
一葉
杉並税務署在勤大蔵事務官望月睦夫
名義の分
昭和二十六年十一月二十二日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年一月四日交付第六号一
葉
渋谷税務署在勤大蔵事務官山崎常治
名義の分
昭和二十七年二月二十日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十七年一月四日交付第一五号
一葉
中野税務署在勤大蔵事務官松木和民
名義の分
昭和二十七年三月十日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十七年二月一日交付第一号一
葉
目黒税務署在勤大蔵事務官秋元光夫
名義の分
昭和二十七年三月十五日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 東京国税局
一、検査章
昭和二十六年四月二日交付第三九号
一葉
上田税務署在勤大蔵事務官牧内操名
義の分
昭和二十七年一月十日亡失
一、収税官吏章
昭和二十四年六月二十日交付第一〇
号一葉
佐野税務署在勤大蔵事務官川村倉造
名義の分
昭和二十七年三月十九日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年三月一日交付第一九号
一葉
春日部税務署在勤大蔵事務官小島敏
名義の分
昭和二十七年二月二十六日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十七年三月十日交付第一〇号
一葉
佐野税務署在勤大蔵事務官川村倉造
名義の分
昭和二十七年三月十九日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 関東信越国税局
一、収税官吏章
昭和二十六年一月一日交付第二三号
一葉
西成税務署在勤大蔵事務官深田孝光
名義の分
昭和二十七年三月一日亡失
一、収税官吏章
昭和二十七年一月二十五日交付第八
三号一葉
明石税務署在勤大蔵事務官百束孝夫
名義の分
昭和二十七年一月二十五日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 大阪国税局
一、検査章
昭和二十五年九月五日交付第二四号
一葉
留萌税務署在勤大蔵事務官渡辺喜男
名義の分
昭和二十七年三月一日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 札幌国税局
一、検査章
昭和二十六年一月十五日交付第五五
号一葉
名古屋中税務署在勤大蔵事務官右納
保名義の分
昭和二十七年二月六日亡失
一、検査章
昭和二十六年一月四日交付第三二号
一葉
名古屋中税務署在勤大蔵事務官岡部
辰一名義の分
昭和二十七年二月三日亡失
一、検査章
昭和二十五年一月二十日交付第一一
三号一葉
昭和税務署在勤大蔵事務官川合健名
義の分
昭和二十七年二月二十三日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年四月十三日交付第四七
号一葉
名古屋国税局在勤大蔵事務官桐山昭
名義の分
昭和二十七年一月四日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 名古屋国税局
一、検査章
昭和二十六年四月一日交付第二四号
一葉
下関税務署在勤大蔵事務官森下才一
名義の分
昭和二十七年一月二十八日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十七年一月四日交付第六号一
葉
広島国税局在勤大蔵事務官藤川静男
名義の分
昭和二十七年三月十五日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 広島国税局
一、検査章
昭和二十六年五月二十五日交付第五
八号一葉
福岡国税局在勤大蔵事務官舎川善夫
名義の分
昭和二十七年三月三日亡失
一、収税官吏章
昭和二十七年一月五日交付第九号一
葉
久留米税務署在勤大蔵事務官菅刈昭
治名義の分
昭和二十七年二月五日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 福岡国税局
一、検査章
昭和二十四年三月二日交付第二二号
一葉
竹田税務署在勤大蔵事務官佐藤久子
名義の分
昭和二十七年一月三十日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年四月 熊本国税局

農林省公告

○売却公告

一 品名及び数量 屑鉄約十五噸
二 所在地 東京都北多摩郡府中町一一二五 東京競馬場
三 入札日時及び場所 昭和二十七年五月八日午後一時 東京都北多摩郡府中町東京競馬場事務所
四 入札の保証金は代金即納につき免除する
五 下見日時 昭和二十七年四月二十四日午前十時より 東京競馬場
なお詳細は東京都港区芝新桜田町二農林省畜産局競馬部に問い合せられたい。
昭和二十七年四月二十六日
農林省

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告

●昭和二十七年（ヘ）第六号
名古屋市昭和区陶生町一丁目十二番地 申立人 株式会社三和洋紙店
右代表取締役 石黒 秋義
右代理人弁護士 高木 英男
別紙目録記載の約束手形に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十二月四日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且約束手形を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。
昭和二十七年四月四日
名古屋簡易裁判所
裁判官 吉田好文
（別紙） 目録
一、約束手形 一通
額面 金四十一万六千六百円也
振出人 株式会社三和洋紙店取締役
社長石黒秋義
名宛人 千住製紙株式会社
支払期日 昭和二十六年十二月三十一日
支払地 名古屋市
支払場所 北海道拓殖銀行名古屋支店
振出地 名古屋市
振出日 昭和二十六年十月三十一日

●昭和二十七年（ヘ）第七号
名古屋市千種区鹿子町七丁目三十二番地 申立人 水谷 孝三
名古屋市西区上名古屋町内江三十四番地 同 名古路健一
瀬戸市中央栄町八十五番地 同 須崎 敬三
名古屋市中区栄町一丁目一番地東海銀行本部内 同 松永礼治郎
右四名申立代理人 成田 栄
別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十二月四日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。
昭和二十七年四月四日
名古屋簡易裁判所
裁判官 吉田好文
（別紙） 目録
一株の金額及び払込額 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)金五十円、全額払込済
株券発行者 株式会社東海銀行
最終名義人 (イ)水谷孝三(ロ)名古路健一(ハ)須崎敬三(ニ)大蔵大臣
最終所持人 (イ)水谷孝三(ロ)名古路健一(ハ)須崎敬三(ニ)松永礼治郎

●昭和二十七年（ヘ）第六号
福岡県粕屋郡多々良町名島二千四百二番地の三
申立人 株式会社星和商会
右代表取締役 近藤 卯一
別紙目録記載の約束手形に付前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月二十七日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであろう。
昭和二十七年四月四日
福岡簡易裁判所
裁判官 津田猛哉
（別紙） 目録
一、約束手形
金額 金十五万三千七百六十二円也
番号 r 12号
支払期日 昭和二十七年四月三日
支払地 福岡市
支払場所 株式会社帝国銀行天神町支店
払出地 福岡市
払出月日 昭和二十七年四月三日
振出人 株式会社平和電興社取締役社長伊豆猛捷
受取人 株式会社星和商会取締役社長近藤卯一

●昭和二十七年（ヘ）第一号
福岡県若松市浜七番町北七丁目一番地河田方 申立人 石川 勇
別紙目録に記載した株券について右の者から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十二月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出を株券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出がないときは其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年四月二日
小倉簡易裁判所
（別紙） 目録
一種類 株式会社安川電機製作所株式
数量 一百株券二枚
株券額面 金五千円也
一株の払込額 金五十円也
記号番号 新へ第二六三四号、新へ第二六三五号
発行者 株式会社安川電機製作所取締役社長安川寛
発行日 昭和二十三年八月十日
当初株主 石川勇
最終株主 石川勇
最終所持人 石川勇

●昭和二十七年（ヘ）第二号
西彼杵郡面高村天久保郷一二八七番地 申立人 山本 新市
別紙目録記載の小切手につき前記申立人から公示催告の申立が有つたからその所持人は昭和二十七年十二月二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出と同時に小切手を提出されたい。若し右期日までに届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年四月二日
佐世保簡易裁判所
（別紙） 目録
一、小切手一通（持参人払）
記号番号 No. 九四号
額面金 十万円也
振出地 西彼杵郡面高村株式会社親和銀行面高支店
振出日 昭和二十二年八月三十十日
支払人 佐世保市島瀬町株式会社親和銀行本店

●昭和二十七年（ヘ）第一号
岩手県宮古市鍬ヶ崎第二地割字下町六十番地 申立人 中居喜代司
右の者から左記証書に付公示催告の申立があつたからその証書の所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をなし且其証書を提出されたい。もし期日迄に其届出及提出がなければその証書の無効を宣言すべし。
昭和二十七年四月十日
宮古簡易裁判所
裁判官 中村貞一
記
一、証書の種類 貨物引換証
荷送人 新東洋内燃機株式会社
荷受人 中居喜代司
運送品の種類 発動機部分品
重量 一百十五瓩
荷造の種類、個数 箱入一個
運送賃 金六百九十五円也
作成地 川崎市
作成年月日 昭和二十五年十二月十三日
到達地 宮古市

●昭和二十七年（ヘ）第二号
札幌市北二條東一丁目二番地 申立人 鈴木 タキ
後記の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十一月二十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出と同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十七年四月七日
釧路簡易裁判所
裁判官 新村栄太郎

●昭和二十七年（ヘ）第一号
宇摩郡蕪崎村 申立人 山内 留吉
別紙目録に表示した証券につき右申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十二月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出と共に証券を提出されたい。若し右期日までに届出及提出をしないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年四月九日
愛媛三島簡易裁判所
裁判官 森 実
（別紙） 目録
一、貨物引換証 一通
発駅及発行月日 粟田部駅昭和二十六年十二月二十四日
扱駅通引換証番号 小口扱第三二一号第五〇五号証付
品名個数重量 紙一個三七瓩
着駅着扱店 伊予土居駅㊞伊予土居営業所
運賃運送品価格 二百四十五円也、金五千五百円也
荷送人住所氏名 福井県武生市粟田部町石川為次郎
荷受人住所氏名 愛媛県宇摩郡蕪崎山内留吉

○失踪宣告取消

●昭和二十七年（家）第一四二号
本籍 茨城県行方郡八代村大字上戸一四九一
最後の住所 同所一六三番屋敷
申立人（事件本人） 藤崎茂三郎
慶応元年十一月二十日生
右申立人の申立により明治四十二年一月二十三日麻生区裁判所が申立人に対して為した失踪の宣告はこれを取消した。
昭和二十七年四月十八日
水戸家庭裁判所麻生支部

○除権判決

●昭和二十六年（ヘ）第二一九号
桐生市広沢町六の九二七
申立人 飯塚機業株式会社
右代表取締役 飯塚癸巳三
右代理人 飯塚 将春
別紙目録表示の約束手形及小切手に付申立人の申立によつて公示催告を為

した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出て且右約束手形、小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形、小切手の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
一約束手形 一通
番号 二六東第二号
金額 二百一万二千三十四円二十五銭也
支払期日 昭和二十六年五月一日
支払地 東京都千代田区
支払場所 株式会社千代田銀行本店
振出地 東京都中央区
振出日 昭和二十六年四月二日
振出人 東京都中央区日本橋通二丁目五の二二、郡是産業株式会社東京支店常務取締役支店長常蘆次郎
宛名人 飯塚機業株式会社
一小切手 一通
番号 AH0416
金額 二十一万七千四百三十七円九銭也
種別 横線引持参人払式
振出日 昭和二十六年三月三十一日
振出地 東京都千代田区
振出人 東京都中央区日本橋通二丁目五の二二、郡是産業株式会社代表取締役支店長常蘆次郎
目録
右代理人 佐藤 一郎
申立人 黒須 幸男
渡辺 功一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

●昭和二十六年(ハ)第二三六号
東京都杉並区宿町二五九
右代理人 佐藤 一郎
申立人 黒須 幸男
渡辺 功一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
東洋レーヨン株式会社株式一十株券一十枚
額面金額 金五百円也
記号番号 仁第四一七五号、仁第七六〇九号、仁第七六一〇号、仁第七三二九四号、仁第六四八二号、仁第一九〇号、仁第一九一号、仁第二〇〇五号、仁第二〇〇六号、仁第二〇〇七号
発行年月日 昭和八年八月一日
最終株主 大和証券株式会社
最終所持人 佐藤一郎
目録

●昭和二十六年(ハ)第三五六号
東京都荒川区日暮里町七丁目七三八番地 申立人 水沢ツルヨ
同都大田区石川町一八七番地 正義
右代理人弁護士 野口 忠男
同 今井 釣沢 一郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
一、水沢ツルヨ分 株券目録
日本化成工業株式会社株式 一百九十株六枚
株券額面 金九千五百円也
一株の払込金額 金五十円也
記号番号 一百株券戊第三七〇九八号一枚、十株券丙自第三三八三号至第三三八四一号四枚
発行者 日本化成工業株式会社取締役社長桑田時一郎
発行年月日 昭和二十五年九月一日
最終名義人 水沢ツルヨ
二、野口正蔵分
三菱倉庫株式会社株式 一百株券一枚
株券額面 金五千円也
一株の払込金額 金五十円也
記号番号 は丁第一三〇五八号
発行者 三菱倉庫株式会社取締役社長大住達雄
発行年月日 昭和二十五年二月一日
最終名義人 野口正蔵

●昭和二十六年(ハ)第三六五号
三鷹市上連雀六六〇番地 申立人 毛屋 勝介
右代理人弁護士 松田
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
(一)日本発送電株式会社株式 百五十株
(五十株券三枚)
額面 金二千五百円也
記号番号 い丙第四五四〇八号、は丙第二〇五七二号、同第一七八二六号
発行者 日本発送電株式会社
最終名義人 松橋慶次郎
最終所持人 毛屋賑介
(二)三井化学株式会社株式一百株(百株券一枚)
額面 金五千円
記号番号 い第甲第九六三六号
発行者 三井化学株式会社
最終名義人 大野政治東京物産株式会社
最終所持人 毛屋賑介
(三)同和鉱業株式会社株式三百株(百株券三枚)
額面 金五千円
記号番号 さ第二〇六八四号、き第一五六〇号、同第一五八一号
発行者 同和鉱業株式会社
最終名義人 三興証券株式会社
最終所持人 毛屋賑介
(四)日本油脂株式会社株式六十五株(五十、十、五株券各一枚)
額面 金二千五百円也、金五百円、金二百五十円
記号番号 い乙第六三三号、い丙第二七三一八号、い丁第八三四九号
発行者 日本油脂株式会社
最終名義人 後藤昌道
最終所持人 毛屋賑介
(四)日本カーボン株式会社株式五百株(五十株券十枚)
額面 金五百円
記号番号 え第一一二一乃至一一二二号、同第一一九五乃至一一九七号、同第一一六六号、同第一二六四号、同第一三二一号
発行者 日本カーボン株式会社
最終名義人 伊藤清
最終所持人 毛屋賑介
(六)新橋演舞場株式会社株式二百株(百株券二枚)
額面 金五千円
記号番号 は第乙第一八〇三号、同第一八〇四号
発行者 新橋演舞場株式会社
最終名義人 亀井興業株式会社代表取締役三縁三雄
最終所持人 毛屋賑介

○破産宣告
債務者 三輪 明
右の者に対する昭和二十六年(フ)第二〇号破産事件について昭和二十七年四月十九日午前十時当裁判所がなした破産宣告について公告を次のようにする。
一、債務者三輪明を破産者とする
二、破産管財人 名古屋市中区栄町三丁目五番地中央信託ビル三階四号室、弁護士佐藤正治
三、債権届出期間 昭和二十七年五月二日迄
第一回の債権者集会の期日 昭和二十七年五月十日午前十時
債権調査の期日 昭和二十七年五月十日午前十時
四、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済をなし又その財産を交付してはならない。
破産者に対し債務を負担する者はその旨破産者の財産を所持する者はその旨破産者の財産を所持する者が別除権を有するときはその債権を有することを昭和二十七年五月二日迄に破産管財人に届出すること。
昭和二十七年四月十九日
名古屋地方裁判所
裁判官 山口正夫

○破産廃止
●東京都港区芝新橋五丁目三十二番地 破産者 芝自動車部品株式会社
右代表者取締役 馬場 勝一
右の者に対する昭和二十四年(フ)第七〇号破産申立事件について、当裁判所は破産管財人の申立により債権者集会の意見を聴いた上、破産財団をもつて破産手続費用を償うに足りないものと認め、次のように決定公告する。
主文
本件破産手続は、これを廃止する。
昭和二十七年四月二十一日
東京地方裁判所
民事第二十一部
裁判官 小西高秀

地方公共団体公告

○行旅死亡人
本籍、住所、職業、氏名等不詳の男性。推定年令二十歳前後、丈五尺二三寸位、頭髪長、特徴なし。紺の背広上下、ズボン二枚、黒補色半オーバー、白木綿ワイシャツ、莫大小下衣、白シャツ、越中褌、新らしいチョコレート色革短靴、水色の靴下一、編靴下一、格子のマフラー、毛糸の手袋、白木綿マスク、ネクタイ。所持品携帯用鏡、櫛、磁器、靴ベラ、(信用の店エビスヤ靴店)土浦駅前電一八二番と刻しあるもの。
右昭和二十六年十二月二十八日当福村堂地先荒川河原に於て着衣の儘両足を布で縛し着衣其の他は整頓して溺死体となつてゐるを発見に付仮土葬す。心当りの者は当役場に申出下さい。
昭和二十七年三月十八日
埼玉県北足立郡戸田町役場

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当社は昭和二十七年四月四日の臨時株主総会の決議に依り同日解散した。当会社に対する債権者はこの公告の日から二箇月以内に申出られたい。もし期間内に申出がない時は清算から除斥される。
昭和二十七年四月四日
熊本市春日町一一三八番地
株式会社蚕種消毒普及会
取締役社長 小岩井宗忠

公告
当社は、昭和二十七年四月十六日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。
記
一、電気事業会社の名称 中国電力株式会社
二、電気事業会社の住所 広島市小町三十三番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 七千万円の内三月十七日四千万円借入れし、今回残額の三千万円
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に一百四十万円宛分割弁済し昭和五十七年三月三十一日に残額を完済する。
七、利息支払の方法および期限 毎年三月、六月、九月、十二月の各月末日及び十二月二十日利払。
八、その他参考となるべき事項 湯原第一、第二発電所新設工事資金
昭和二十七年四月二十六日
中国電力株式会社

公告
当社は、昭和二十七年四月十六日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年三月二十六日株主総会の決議で解散した、当社に対する債権者でこの公告の日から二箇月以内に申出がない時は清算から除斥致します。
昭和二十七年四月十八日
東京都新宿区角筈一の八四五番地 株式会社モンマルト商会
清算人 中島 勇

解散公告(第三回)
当社は昭和二十七年三月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十六日
川口市栄町一丁目六十三番地
株式会社森藤鉄工所
清算人 有岡 義祐

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年三月三十一日臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月三十六日
大阪市東区南久宝寺町二丁目二十八番地
大阪信用調査株式会社
清算人 斎藤錦三郎

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年三月十五日臨時株主総会の決議により解散した。当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十一日
堺市六條通四丁三十四番地
堺製麻株式会社
清算人 谷口辰治郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年三月二十一日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十六日
大阪市東区南久宝寺町二丁目二十八番地
大阪信用調査株式会社
清算人 斎藤錦三郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年三月二十六日の株主総会の決議により解散しました。当会社に債権のある方は第一回公告掲載(三月二十八日)の翌日より二箇月内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき場合は清算より除斥いたします。
昭和二十七年四月二十五日
広島市宇品町一三〇六番地
広島海運倉庫株式会社
清算人 沖中 喜一
同 山本 万吉

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年四月二十一日の株主総会の決議に依り同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告第一回掲載の日から二箇月以内に申出られたい。もし期間内に申出がない時は清算から除斥される。
昭和二十七年四月二十六日
札幌市南七條西六丁目三番地
株式会社重松薬房札幌店
代表清算人 平松 兵蔵

合併公告
昭和二十七年四月二十日開催の各臨時株主総会において甲会社は乙会社を合併し、その権利義務を承継して存続し、乙会社は合併による解散をする決議をしました。この合併に異議ある債権者は、本公告掲載の日から二箇月以内にその旨を申し出でられたい。右商法の規定に依り公告する。
昭和二十七年四月二十六日
京都市左京区下鴨西半木町二番地
(甲) 大成電気工事株式会社
京都市上京区千本通竹屋町上ル主税町一千二百七番地
(乙) 株式会社山和建材

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年四月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対し債権を有せられる方は第一回の公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間中に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十三日
住所 南区北桃谷町七二番地
会社名 大阪伊丹蘆業有限会社
清算人 森 亀重郎

解散公告(第三回)
当財団法人は昭和二十七年三月二十日附の文部省認可によつて解散しましたので当法人に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は本清算から除外されます。
昭和二十七年四月二十六日
東京都千代田区丸の内三丁目一番地、勧業証券ビルディング湯浅法律事務所内
財団法人三美会
清算人 湯浅 恭三

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年四月十日臨時株主総会の決議により解散しましたから債権者は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十六日
地 東京都中央区銀座西五丁目五番
太陽製紐株式会社
清算人 黒川亀太郎

解散公告(第二回)
当協会は昭和二十七年四月一日の評議員会の決議により解散いたしましたので、当協会に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十六日
東京都千代田区霞ヶ関二の二、林野庁内
財団法人林産化学協会
清算人 村井 清一 右に同じ

合併公告
左記中信ミシン株式会社、松本ミシン株式会社は昭和二十六年八月二十九日の各株主総会で中信ミシン株式会社は松本ミシン株式会社を合併しその権利義務を承継して存続し松本ミシン株式会社は合併による解散をする決議をしました。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。

昭和二十六年八月三十日
地 松本市北深志字西堀町二五四番地 中信ミシン株式会社
松本市大字南深志中町四六五番地 松本ミシン株式会社

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年二月十五日社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出の無い時は清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十日
千葉県長生郡一松村丁二〇八三
有限会社河野工業所
清算人 河野 作治

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十六年十二月三十一日組合員総会の決議により解散致しました。当組合に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年一月四日
広島市皆実町三丁目三百五十七番地の六
広島建材企業組合
清算人 桜井 三造

株式名義書換停止公告
無償交付新株式発行準備のため来る六月五日より六月十六日まで株式の名義書換、質権並に信託財産の登録及び其の抹消を停止致します。
昭和二十七年四月二十六日
東京都千代田区丸の内二の十四
山陽木材防腐株式会社
取締役社長 田中 好一

整理計画認可公告
昭和二十六年政令第四十号第六條に基き整理計画の認可を申請中の処、昭和二十七年四月二十一日附にて認可になりましたから同政令第十四條(準用條文、昭和二十四年政令第二九一号第二十條)の規定により公告致します。
昭和二十七年四月二十四日
東京都千代田区内幸町二の三
朝鮮総督府交通局共済組合
特殊整理人 小山 健一

株式併合株券提出公告
昭和二十七年二月二十八日の株主総会で一株の額面金二十五円を金五百円とする事に決議したので向う九十五日間に株券を当会社に提出相成度右公告致します。
昭和二十七年四月十五日
長野県松本市大字筑摩三四六六番地 株式会社蚕種消毒普及会
取締役社長 小岩井宗忠

公告
当社は、昭和二十七年四月十六日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。
記
一、電気事業会社の名称 中国電力株式会社
二、電気事業会社の住所 広島市小町三十三番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 七千万円の内三月十七日四千万円借入れし、今回残額の三千万円
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に一百四十万円宛分割弁済し昭和五十七年三月三十一日に残額を完済する。
七、利息支払の方法および期限 毎年三月、六月、九月、十二月の各月末日及び十二月二十日利払。
八、その他参考となるべき事項 湯原第一、第二発電所新設工事資金
昭和二十七年四月二十六日
中国電力株式会社

公告
当社は、昭和二十七年四月十六日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返

第7590号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

資金等の借入金の担保に関する法律第二條第一項の規定に基いて公告します。

一、電気事業会社の名称　記　中国電力株式会社

二、電気事業会社の住所　広島市小町三十三番地
三、借入先　大蔵大臣
四、借入金額　五億二千万円の内十二月二十五日二億円、三月十三日二億円借入れし、今回残額の一億二千万円
五、借入金の利率　年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限　昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に一千四十万円宛分割弁済し昭和五十七年三月三十一日に残額を完済する。
七、利息支払の方法および期限　毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日利払
八、その他参考となるべき事項　発電、変電設備新設工事資金

昭和二十七年四月二十六日
中国電力株式会社

第五期決算公告

昭和二十七年一月三十一日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

土地及建物	一三、五七六、四一二・一〇
船舶	二六、六五四、五五四・五二
車輛及備品	三、一六八、九五七・四三
保証金	一、一六〇、六〇〇・〇〇
棚卸商品	一八、七六七、八三五・七二
現金及預金	五九、一三〇、五三九・四六
有価証券	二〇、三六七、〇〇〇・〇〇
受取未済金	七四、二八五、六二八・五一
前渡金	六三、一五五、二〇五・六四
貸倒準備金	一、二〇八、〇〇〇・〇〇
退職給与引当金	一、二七三、四三九・〇〇
前期繰越金	六二、二七六・〇八
借入金	一三、二四二、〇〇〇・〇〇
預り金	一七、八〇七、一八八・一五
支払未済費用	八一、〇六四、九五二・五三
当期利益金	二五、二七五、〇五一・三五
	一九、二〇九、二一五・三六
	三〇一、七九三、〇一八・八〇
計	二、二〇四、九四四・七九

昭和二十七年三月二十五日
東京都中央区築地五丁目一番地
東京都中央卸売市場内
大都魚類株式会社

第三十四期営業報告書

決算報告書
（昭和二十七年二月二十九日現在）

貸借対照表

借方

有価証券	二〇四、九四四・七九
所有不動産	一、一三八、五〇〇・〇〇
仮払金	二七二、八〇三、二三六・四五
営業用什器	一四、〇六六、一三〇・一九
西川ビル備品	五四六、三二八・〇〇
納税仮勘定	三四九、三三八・〇〇
未収賃料	二、〇二三、六八三・〇〇
未収代金	三一五、五六〇・〇〇
現金	一、一三四、五〇〇・〇〇
郵便貯金	一九四、六五五・七〇
前期繰越金	三〇、〇〇〇・〇〇
計	六八八、二八五・〇七

貸方

資本金	二九三、四九五、一六一・二〇
法定準備金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一六、一五〇・〇〇
業務員退職手当金	一、〇〇〇・〇〇
	九三、七五〇・〇〇
未払代金	五四、三三一、〇八六・〇〇
支払手形	一二、八九八、六六九・二〇
未払利息	一、六九二、九一〇・〇〇
当期利益金	二、五一六、七一〇・五〇
計	二九三、四九五、一六一・二〇

東京都中央区日本橋通三の六（西川ビル）
西川不動産株式会社

別途積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金	二六三、六三四・四一
合計	一〇、三五〇、九三三・二四

借方

土地建物	五九、七九二・八八
什器備品	四、九五四、四八四・八九
	二九五、二九〇・四五
	二六四、七〇六・〇〇

日本板硝子
各種板硝子の製造販売
本社 大阪市東区北浜五丁目（住友ビル）
支店 東京・大阪・名古屋・小倉
工場 若松・四日市・舞鶴

貸付及仮払金	一五、七七九、九七〇・〇〇
前払費用	五、七四六、三一五・四二
計	三〇一、七九三、〇一八・八〇

貸方（負債の部）

資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	二、六五〇、八九六・三三
税引当金	九、七四〇・〇〇
再評価積立金	五七、四八四、九四三・〇〇
未払株式受入金	三〇、九九二・〇〇
仮受税金	三八、五〇五、〇二〇・五〇
未払金	一一九、四二七、〇〇〇・〇〇
	一、四六六、一九〇・〇〇

第二十二期決算報告書

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸方

資本金	一五〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一五〇、〇〇〇・〇〇
退職積立金	二六〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	五、一二九、一〇八・〇〇
未払配当金	五五、一三一・五四
未払金	一、六六八、八〇八・三〇
借入金	二、三八五、〇〇〇・〇〇
仮受金	八一、八四〇・五〇
預り金	一八〇・〇〇
前期繰越金	一〇七、二三〇・四九
運搬具	二五七、五七七・〇〇
振替口座	一、三六七・一六
有価証券	三、五六八・七〇
出資金	一四、〇一五・〇〇
保証金	二、〇〇〇・〇〇
預金	一四五、〇一六・八一
定期預金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
現金	五六、五一三・一〇
仮替払金	四五〇、一五一・〇〇
立替金	一四、五五一・〇〇
未収入蚕種代金	九九六、二一〇・〇〇
未経過保険料	一六〇、八一六・〇〇
物品在庫	一〇〇、七〇七・二五
蚕種在庫	二、〇四一、八〇〇・〇〇
未収入金	三二、三六六・〇〇
合計	一〇、三五〇、九三三・二四

昭和二十七年四月十五日
長野県松本市大字筑摩三四六六
株式会社蚕種消毒普及会
取締役社長　小岩井宗忠

第六十二期貸借対照表

（昭和二十七年一月三十一日現在）

資産の部

固定資産	六八、一九三、四六七・二四
有価証券	一、六三〇、二五〇・〇〇
棚卸資産	七一、六四三、七五二・二一
現金預金	二六、九五〇、三九八・八四
売掛金、受取手形	五八、八九一、五〇四・三一
仮払金	一、八三五、四七〇・二八
未経過利息及保険料	六七六、七六四・〇〇
合計	二三九、八二一、六〇六・八八

負債の部

長期負債	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
短期負債	八六、九五八、三三九・一七
納税引当金	三、八四七、四一〇・六二
資本金	一六、五〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	三三、〇七八、三六九・〇〇
諸積立金	五五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	一、一八二、八一六・六六
当期利益金	一九、二五四、六七一・四三
合計	二三九、八二一、六〇六・八八

昭和二十七年三月二十八日
広島県安佐郡可部町大字中野八
大和重工株式会社
五七

訂正公告

昭和二十七年四月十日附官報本紙当社組織変更公告中大同毛織株式会社は間違に付大同織物株式会社と訂正する。

岐阜県羽島郡竹鼻町狐穴三〇三
大同織物有限会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)三二一一―五九　振替東京一九〇〇〇　官報課

昭27.4.26.

号外（第四十二号）

官報

政令

航空機の出入国等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第百十三号

航空機の出入国等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一條　航空機の出入国等に関する政令（昭和二十七年政令第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

第二條　航空機等に関する措置に関する件（昭和二十年商工、文部、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及び第三條　削除

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部大臣　天野　貞祐
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　村上　義一
内閣総理大臣　吉田　茂

法務府公告

○押収物還付公告

高松区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第一八六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九二号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九三号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九四号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九五号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九六号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九七号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九八号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一九九号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二〇〇号（同）
二、布袋　一
○同領第二〇一号（同）
二、同　一
○同領第二〇二号（同）
二、同　一
○同領第二〇三号（同）
二、同　一
○同領第二〇四号（同）
二、同　一
三、風呂敷　一
○同領第二〇五号（同）
二、布袋　一
三、手提袋　一
○同領第二〇六号（同）
二、布袋　一
三、手提袋　一
○同領第二〇七号（同）
二、布袋　一
○同領第二〇八号（同）
二、同　一
○同領第二〇九号（同）
二、同　一
○同領第二一〇号（同）
二、同　一
○同領第二一一号（同）
二、同　一
○同領第二一二号（同）
二、同　一
○同領第二一三号（同）
一、紙袋　一
○同領第二一四号（同）
二、同　一
○同領第二一五号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二一六号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二一七号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二一八号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二一九号（同）
二、同　一
三、同　一
○同領第二二〇号（同）
二、紙袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二二一号（同）
三、布袋　一
○同領第二二二号（同）
三、同　一
○同領第二二三号（同）
二、紙袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二二四号（同）
二、紙袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二二五号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二二六号（同）
二、布袋　一
三、手提袋　一
○同領第二二七号（同）
二、布袋　一
○同領第二二八号（同）
二、布袋　一
三、手提袋　一
○同領第二二九号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二三〇号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二三一号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二三二号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二三三号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二三四号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二三五号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二三六号（同）
二、布袋　一
三、紙袋　一
四、風呂敷　一
○同領第二三七号（同）
二、布袋　一
○同領第二三八号（同）
二、同　一
○同領第二三九号（同）
二、同　一
○同領第二四〇号（同）
二、紙袋　一
○同領第二四一号（同）
二、布袋　一
○同領第二四二号（同）
二、同　一
○同領第二四三号（同）
二、紙袋　一
○同領第二四四号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二四五号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二四六号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二四七号（同）
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第二五一号（同）
二、布袋　一
○同領第二五二号（同）
二、同　一
○同領第二五三号（同）
二、同　一
○同領第二五四号（同）
二、同　一
○同領第二五五号（同）
二、同　一
○同領第二五六号（同）
二、同　一
○同領第二五七号（同）
二、同　一
○同領第二五八号（同）
二、同　一
○同領第二五九号（同）
二、同　一
○同領第二六〇号（同）
二、紙袋　一
○同領第二六一号（同）
二、同　一
○同領第二六二号（同）
二、同　一
○同領第二六三号（同）
二、同　一
○同領第二六四号（同）
二、同　一
○同領第二六五号（同）
二、同　一
○同領第二六六号（同）
二、布袋　一
○同領第二六七号（同）
二、同　一
○同領第二六八号（同）
二、同　一
○同領第二六九号（同）
二、同　一
○同領第二七〇号（同）
二、同　一
○同領第二七一号（同）
二、同　一
○同領第二七二号（同）
二、紙袋　一
○同領第二七三号（同）
二、布袋　一
○同領第二七四号（同）
二、同　一
○同領第二七五号（同）
二、同　一
○同領第二七六号（同）
二、紙袋　一
○同領第二七七号（同）
二、同　一
○同領第二七八号（同）
二、布袋　一
○同領第二七九号（同）
二、同　一
○同領第二八〇号（同）
二、同　一
○同領第二八一号（同）
二、同　一
○同領第二八二号（同）
二、同　一
○同領第二八三号（同）
二、同　一
○同領第二八四号（同）
二、同　一
○同領第二八五号（同）
二、同　一
○同領第二八六号（同）
二、紙袋　一
○同領第二八七号（同）
二、布袋　一

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

号外

○二、同　第二八八号（同）
○二、同　第二八九号（同）
○二、同　第二九〇号（同）
○二、同　第二九一号（同）
○二、同　第二九二号（同）
○二、同　第二九三号（同）
○二、同　第二九四号（同）
○二、同　第二九五号（同）
○二、同　第二九六号（同）
○二、同　第二九七号（同）
○二、同　第二九八号（同）
○二、同　第二九

○同押第一九五四〇号（金斗弘同）
一、同同六百四円九十六銭
○同押第一九七六九号（吉田美春恵同）
一、同同三百二十六円十銭
○同押第二〇三三六号（徐相根他二名同）
一、同一万五千六百四十一円六十三銭
○同押第二〇四一四号（吉岡ハル子同）
一、同同七百九十八円
○同押第二〇五〇五号（小野園子同）
一、同同七百四十七円五十銭
○同押第二〇七三五号（加治木洋子同）
一、同同二百三十六円七十一銭
○同押第二〇八三七号（玄達慈同）
一、同同六千四百七十九円九十一銭
○同押第二〇九号（真田百合子同）
一、同同三百三十九円六十五銭
○同押第二一〇一号（堀川コウ同）
一、同同四百五十円九十八銭
○同押第二一〇三四号（藤井靖子同）
一、同同三百三十九円六十六銭
○同押第二一六九号（金政夫同）
一、同同千五十五円六十銭
○同押第二一八〇号（糸川久平同）
一、同同五百十四円十銭
○同押第二二一七号（天野順子同）
一、同同三百十九円五銭
○同押第二二一一号（清水奈良一同）
一、同同四百九十八円三十五銭
○同押第二二一六号（坂口アグリ同）
一、同同五百十四円九十八銭
○同押第二二三八二号（浜吉某同）
一、同同千二百七円五十九銭
○同押第二三〇三九号（姜性女同）
一、同同三百六十二円三十銭
○同押第二三二一六号（金田良子同）
一、同同五百六十六円十銭
○同押第二三二五四号（片山則翁同）
一、同同二百八十七円四十七銭
○同押第二三二五六号（岡田為子同）
一、同同四百九円三十六銭
○同押第二三二五八号（阪田フミ同）
一、同同三百十九円五銭
○同押第二三三三七号（山田ハナ子同）
一、同同三百五十四円五十銭
○同押第二三三三八号（阪口某同）
一、同同六千九百五十円十六銭
○同押第二四二〇八号（氏名不詳同）
一、同同五千七百三十六円四十八銭
○同押第二四二〇九号（同同）
一、同同六千円六十六銭
○同押第二四三一七号（同同）
一、同同千五百四十七円三十四銭
○同押第二四三一八号（同同）
三千七百三十八円

○同押第二四三八五号（同同）
一、同同四百十五円十四銭
○同押第二四三九一号（同同）
一、同同二百五十九円九十二銭
○同押第二四三九二号（同同）
一、同同五千四百十五円三十銭
○同押第二四八一二号（同同）
一、同同千二百七円六十八銭
○同押第二四九七一号（斎藤仙国同）
一、同同三百五十円九十五銭
○同押第二四九九九号（山本徐料同）
一、同同二千七百五円七十一銭
○同押第二四九九一号（土井菊造同）
一、同同六百二十円三十七銭
○同押第二四八六一号（藤本政治同）
一、同同二百三十円
○同押第二五〇一二号（金丸某同）
一、同同千九百二十四円五十七銭
○同押第二五一三一号（林竹次同）
一、同同六百三円七十銭
○同押第二五四五十一号（原田スミ子同）
一、同同四百五十一円二銭
○同押第二五四五十三号（山本一夫同）
一、同同千八百十一円五十二銭
○同押第二五四九五号（杉本アサノ同）
一、同同八百三十円二十銭
○同押第二五六四九号（木村ミユキ同）
一、同同六百四十一円五十二銭
○同押第二五七九九号（大西佐月同）
一、同同千五百十七円一銭
○同押第二六六八二号（西川芳子同）
一、同同百五十九円五十四銭
○同押第二六七四三号（山村清子同）
一、同同四百六十円五銭
○同押第二七〇五二号（徳田千種同）
一、同同五百六十六円五銭
○同押第二七七二六号（山中三郎同）
一、同同四千二百八十三円十銭
○同押第二七七二九九号（村川某同）
一、同同千九百二十円七十九銭
○同押第二七七二九九一号（伊藤子同）
一、同同五百九十八円六十一銭
○同押第二七七二一一号（小原直次郎同）
一、同同五百三十一円八銭
○同押第二七七一三号（武居国光同）
一、同同三百十円三十銭
○同押第二八〇八七号（藤木政夫同）
一、同同三千七百四十八円三十銭
○同押第六〇〇四号（倉橋蔵治郎臨時物資需給調整法違反事件）
一、同同百三十三円十銭
○同押第八一六四号（沖弘一同）
一、同同千二百九十円

○同押第一八一二五号（横山春郎同）
一、同同千五百十六円六十銭
○同押第一八一五九号（浅野一男同）
一、同同四百三十一円五十銭
○同押第二〇三三六号（石定光嗣同）
一、同同八百二十円
○同押第二〇七六号（文太旭他一名同）
一、同同四万五百三十六円
○同押第二〇七九七号（帆風義男同）
一、同同三百円
○同押第二〇七九七号（塚原健治物価統制令違反事件）
一、同同五千五十八円九十銭
○同押第二〇八五三号（山下時夫同）
一、同同千百六十五円十銭
○同押第二〇九〇七二六号（鄭長錫同）
一、同同二百九円十銭
○同押第二一〇一〇号（杉岡梅吉同）
一、同同三百一十九円二十二銭
○同押第二一〇一九三四号（山下秀夫同）
一、同同九百一十三円
○同押第二一〇一九六三四号（小林米子同）
一、同同三百一十三円二十銭
○同押第二一〇一九七〇九号（金山利夫同）
一、同同百五十七円
○同押第二一〇一九七〇九一号（金文礼同）
一、同同百四十円八十銭
○同押第二一〇一九七〇九六号（後藤千鶴子同）
一、同同六百四十円九十銭
○同押第二一〇八〇八六号（高山金男同）
一、同同百七十六円六十銭
○同押第二一〇七九九号（森田武雄鉄道営業法違反事件等）
一、同同一万九千六百円
○同押第二一〇七九九一号（福本善次同）
一、同同千五百七十六円七銭
○同押第二一〇八七六号（木村正一同）
一、同同千四百七十七円十二銭
○同押第二一〇九一九七号（末広吉子飲食営業法違反事件）
一、同同三百十一円五十銭
○昭和二十五年押第九七三三号（山下明食糧管理法違反事件）
一、同同五百七十五円
○同押第二一〇九一九二一二号（黄東鑑同）
一、同同千二百二十四円
○同押第二一〇九一九二一二号（吉岡清司臨時物資需給調整法違反事件）
一、同同二千二百四十円
○同押第二一〇九一九二一二号（藤本美則同）
一、同同千六百十一円四十銭
○同押第二一〇九一九二一二号（李里洙同）
一、同同七千八百十四円
○昭和二十六年押第一八〇八四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、同同三百三十四円

○同押第一八一五三号（同同）
一、同同二千一百四十三円
○同押第一八一五五号（同同）
一、同同五百七十二円
○同押第一八一五六号（同同）
一、同同千八百二十八円
○同押第一八一五七号（同同）
一、同同二百十五円
○同押第一八一五八号（同同）
一、同同五百六十八円
○同押第一八一五九号（同同）
一、同同千九百四十五円
○同押第一八一六一号（同同）
一、同同千百七十二円
○同押第一八一六一一号（同同）
一、同同千四百四十一円
○同押第一八一六一六号（同同）
一、同同千四百四十五円
○同押第一八一七一五九号（同同）
一、同同千五百十八円
○同押第一八一七一六〇号（同同）
一、同同千四百四十一円
○同押第一八一七一六一号（同同）
一、同同二千五百五十二円
○同押第一八一七一六二号（同同）
一、同同千八百一十円
○同押第一八一七一六三号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七一六四号（同同）
一、同同千九百十八円
○同押第一八一七一六五号（同同）
一、同同千八百二十五円
○同押第一八一七一六六号（同同）
一、同同千八百三十一円
○同押第一八一七一六七号（同同）
一、同同千八百三十五円
○同押第一八一七一六八号（同同）
一、同同千八百三十八円
○同押第一八一七一六九号（同同）
一、同同千八百四十五円
○同押第一八一七一七〇号（同同）
一、同同千八百四十円
○同押第一八一七一七一号（同同）
一、同同二千一百五十七円
○同押第一八一七一七二号（同同）
一、同同千二百二十八円
○同押第一八一七一七三号（同同）
一、同同千五百六十五円
○同押第一八一七一七四号（同同）
一、同同千八百二十円
○同押第一八一七一七五号（同同）
一、同同千八百七十二円
○同押第一八一七一七六号（同同）
一、同同千八百七十五円
○同押第一八一七一七七号（同同）
一、同同千八百八十八円
○同押第一八一七一七八号（同同）
一、同同千八百九十五円
○同押第一八一七一七九号（同同）
一、同同千九百十円
○同押第一八一七一八〇号（同同）
一、同同千九百十五円
○同押第一八一七一八一号（同同）
一、同同千九百二十八円
○同押第一八一七一八二号（同同）
一、同同千九百三十五円
○同押第一八一七一八三号（同同）
一、同同二千一百四十三円
○同押第一八一七一八四号（同同）
一、同同千一百五十七円
○同押第一八一七一八五号（同同）
一、同同千二百二十八円
○同押第一八一七一八六号（同同）
一、同同千二百五十七円
○同押第一八一七一八七号（同同）
一、同同千二百七十八円
○同押第一八一七一八八号（同同）
一、同同千二百八十五円
○同押第一八一七一八九号（同同）
一、同同千二百九十五円
○同押第一八一七一九〇号（同同）
一、同同千三百十円
○同押第一八一七一九一号（同同）
一、同同千三百十五円
○同押第一八一七一九二号（同同）
一、同同千三百二十円
○同押第一八一七一九三号（同同）
一、同同千三百二十五円
○同押第一八一七一九四号（同同）
一、同同千三百三十円
○同押第一八一七一九五号（同同）
一、同同千三百三十五円
○同押第一八一七一九六号（同同）
一、同同千三百四十円
○同押第一八一七一九七号（同同）
一、同同千三百四十五円
○同押第一八一七一九八号（同同）
一、同同千三百五十円
○同押第一八一七一九九号（同同）
一、同同千三百五十五円
○同押第一八一七二〇〇号（同同）
一、同同千三百六十円
○同押第一八一七二〇一号（同同）
一、同同千三百六十五円
○同押第一八一七二〇二号（同同）
一、同同千三百七十円
○同押第一八一七二〇三号（同同）
一、同同千三百七十五円
○同押第一八一七二〇四号（同同）
一、同同千三百八十円
○同押第一八一七二〇五号（同同）
一、同同千三百八十五円
○同押第一八一七二〇六号（同同）
一、同同千三百九十円
○同押第一八一七二〇七号（同同）
一、同同千三百九十五円
○同押第一八一七二〇八号（同同）
一、同同千四百円
○同押第一八一七二〇九号（同同）
一、同同千四百五円
○同押第一八一七二一〇号（同同）
一、同同千四百十円
○同押第一八一七二一一号（同同）
一、同同千四百十五円
○同押第一八一七二一二号（同同）
一、同同千四百二十円
○同押第一八一七二一三号（同同）
一、同同千四百二十五円
○同押第一八一七二一四号（同同）
一、同同千四百三十円
○同押第一八一七二一五号（同同）
一、同同千四百三十五円
○同押第一八一七二一六号（同同）
一、同同千四百四十円
○同押第一八一七二一七号（同同）
一、同同千四百四十五円
○同押第一八一七二一八号（同同）
一、同同千四百五十円
○同押第一八一七二一九号（同同）
一、同同千四百五十五円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千四百六十円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千四百六十五円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千四百七十円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千四百七十五円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千四百八十円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千四百八十五円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千四百九十円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千四百九十五円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千五百円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千五百五十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千五百六十円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千五百七十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千五百八十円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千五百九十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千五百九十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千六百円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千六百五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千六百十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千六百十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千六百二十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千六百二十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千六百三十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千六百三十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千六百四十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千六百四十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千六百五十円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千六百五十五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千六百六十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千六百六十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千六百七十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千六百七十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千六百八十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千六百八十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千六百九十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千六百九十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千七百円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千七百五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千七百十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千七百十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千七百二十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千七百二十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千七百三十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千七百三十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千七百四十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千七百四十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千七百五十円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千七百五十五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千七百六十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千七百六十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千七百七十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千七百七十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千七百八十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千七百八十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千七百九十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千七百九十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千八百円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千八百五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千八百十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千八百十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千八百二十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千八百二十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千八百三十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千八百三十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千八百四十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千八百四十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千八百五十円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千八百五十五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千八百六十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千八百六十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千八百七十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千八百七十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千八百八十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千八百八十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千八百九十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千八百九十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千九百円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千九百五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千九百十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千九百十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千九百二十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千九百二十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千九百三十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千九百三十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千九百四十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千九百四十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千九百五十円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千九百五十五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千九百六十円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千九百六十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千九百七十円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千九百七十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千九百八十円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千九百八十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千九百九十円
○同押第一八一七二二四号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二五号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二六号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二七号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二八号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二九号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二〇号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二一号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二二号（同同）
一、同同千九百九十五円
○同押第一八一七二二三号（同同）
一、同同千九百九十五

昭27.4.26.

○同押第二〇号（教重博之有価証券偽造行使並に詐欺事件）
一、不渡小切手　一枚
二、不渡約束手形　一枚
三、注文書　一枚
四、書簡　一通
○昭和二十六年押第一一〇四号（岸忠厚私文書偽造並に詐欺事件）
一、荒井の認印　一個
二、請求書　一枚
○同押第七六六号（高橋清美こと佐藤浩一窃盗事件）
一、セルロイドパス入　一枚
二、生徒証明書　一枚
三、名刺　一枚
○同押第一一一〇号（岩谷孝次郎暴行並に恐喝事件）
一、現金　百円
○同押第九一三号（川口辰夫詐欺事件）
一、名刺　一枚
二、約束手形　一枚
三、小切手　一枚
○昭和二十七年押第三六号（福岡長次酒税法違反事件）
一、水枕　六個
○昭和二十六年押第七四四号（小林金次郎詐欺事件）
一、領収書　十九枚
二、葉書　四枚
三、念書　一枚
四、不渡小切手　一枚
○昭和二十七年押第二六号（佐藤軍次郎恐喝事件）
一、薄ネズミ色ヂャンパー　一着
二、ニッカーズボン　一本
○昭和二十六年押第二四四号（高堰武治政令第三百二十五号違反事件）
一、国会情報　二部
二、我等の世界　一部
三、新華報　一部
四、あかはた　二部
○昭和二十五年押第五二九号（平山政雄公文書偽造行使事件）
一、配色男物ジャンパー　一着
二、茶色ヂャンパー　一着
三、水色作業ズボン　一本
四、黒色作業ズボン　一本
五、ネズミ色平ズボン　一本
六、紺色トップズボン　一本
七、青色縞ズボン　一本
八、ネズミ色背広上衣　一着
九、ネクタイ　一本
一〇、宮川の印鑑　一個
一一、封書　一枚
○昭和二十六年押第七三一号（竹原一実業務上横領事件）
二、送金通知書　一枚
三、受領書　一枚
○同押第七七三号（平井勇詐欺事件）
○同押第八男自筆用紙　一枚
○同押第八二六号（佐々木進同）
一、契約書　一通
○同押第八三三号（大橋敏秀同）
一、函館新聞の領収書　二十六枚
○同押第九七四号（竹村喜美子覚醒剤取締法違反事件）
一、空ネオアゴチンアンプル　九本
二、注射筒　一本
三、注射針　一本
○同押第九七六号（山内孝子外三名同）
一、注射器　二本
二、空ネオアゴチンアンプル　三十二本
○同押第九八七号（榊田浩酒税法違反事件）
一、水枕　一個
二、密造清酒　二升
○同押第一〇四九号（古川栄太郎殺人未遂事件）
一、出刃庖丁　一丁

函館区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十七年押第七号（吉田福蔵食糧管理法違反事件）
一、換価金　七千百三十五円
○昭和二十六年押第一一二三号（松田亀次郎外三名窃盗事件）
一、トップ型紺サージ上衣　一着
二、男物ネズミ色平ズボン　一本
三、リュックサック　一個
四、男物黒色背広上衣　一着
五、ネズミ色ラシャオーバー　一着
○同押第一三二四号（川本松蔵外一名食糧管理法違反事件）
一、換価金　一万二千四百十四円九十七銭
○同押第一五三五号（小田原ミサ同）
○同押第一五二四号（斎藤キヱ同）
○同押第一五一五号（加藤雪同）
○同押第一五一九号（小木進同）
○同押第一五四〇号（小野二太郎同）
○同押第一四一九号（武田利一窃盗事件）
○同押第一四五六号（同暴行並脅迫事件）
一、小型出刃庖丁　一丁
○昭和二十七年押第二一号（渡辺兼蔵外一名窃盗並贓物故買事件）
一、中古タイヤ　二本
二、荷台　一個
三、スタンド　一個
四、ハンドル　一個
五、車体（ギヤー付）　一台
六、チェーン　二本
七、サドル　一個
八、ペダル　一個
九、ブレーキ　一個
一〇、ハブ　一個
一一、チェーン　一本
○同押第一一二号（吉田福蔵食糧管理法違反事件）
一、換価金　三千九百九十一円
○同押第一二五号（田本ハル同）
一、同　二千六円
○同押第一五六号（宮下シゲ同）
一、同　七百一四円（氏名不詳同）
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一一〇六号（吉田福蔵食糧管理法違反事件）
一、換価金　一八百十六円
二、風呂敷　一枚
○同押第一二一号（柏木舜雄窃盗事件）
一、洗面袋　一個
二、レインコート　一枚
○昭和二十六年押第一二九三号（金田基蔵暴行並脅迫、窃盗事件）
一、子供食糧管理法違反事件）
○昭和二十七年押第八九号（西館伊佐小刀一丁
一、換価金　三千四百十九円
○同押第九二号（茂利キク外一名同）
○同押第一〇一二号（吉田チヨ同）
○同押第一〇百十四円
○同押第一三一二号（氏名不詳同）
○同押第一〇百三十二円
○同押第一〇百六十六円
○同押第一〇百六十円
○同押第一四一九号（同）
○同押第一四一八号（同）
○同押第一四一七号（同）
○同押第一四一六号（同）
○同押第一四一五号（同）
○同押第一四一四号（同）
○同押第一四一三号（同）
○同押第一四一二号（同）
○同押第一四一一号（同）
○同押第一四一〇号（同）
○同押第一四一九号（武田利一窃盗事件）
○同押第一四一八号（同）
○同押第一四一七号（同）
○同押第一四一六号（同）
○同押第一四一五号（同）
○同押第一四一四号（同）
○同押第一四一三号（同）
○同押第一四一二号（同）
○同押第一四一一号（同）
○同押第一四一〇号（同）
○同押第一四一九号（同

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○同押第五八号（同）
一、風呂敷包　一個
○同押第五九号（同）
一、同　一個
○同押第六〇号（同）
一、同　一個
○同押第六一号（同）
一、風呂敷包　一個
○同押第六二号（同）
一、竹籠　二個
二、風呂敷　四枚
三、雑嚢　一個
四、布袋　三枚
○同押第六三号（同）
一、セメント袋　一枚

甲府地方検察庁鰍沢支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十五年押第一〇六号（今村文吉こと宋文奉詐欺食糧緊急措置令事件）
一、消費者台帳　一冊
二、配給台帳　一冊
○同押第一一二号（望月武業務上横領事件）
一、食糧受払帳　一冊
二、配給品日報　二七枚
三、配給通知綴　一枚
四、受入台帳綴　一枚
五、覚書　一枚
○昭和二十六年押第四号（平井重次窃盗、横領、詐欺事件）
一、現金　四十円
二、質札　三枚
三、マフラー　一枚
四、ネクタイ　一本
五、革財布　一ケ
六、ハガキ　一枚
七、手紙　一枚
○同押第三六号（高浜植窃盗事件）
一、中古地下足袋　一足
二、麻袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、地下足袋　一足
○同押第三七号（佐藤直作森田正行詐欺、銃砲刀剣類等所持取締令事件）
一、名刺（森田正行）　一枚
二、領収証　一枚
三、同　一枚
四、葉書　一枚
五、身分証明書　九六枚
六、名刺（佐藤直作）　二枚
○同押第六八号（小林静子遺失物横領事件）
一、現金　七五円

○同押第九七号（望月勇詐欺事件）
一、借用証　一枚
二、印鑑（望月）　一ケ
○同押第九八号（笠井利行業務上横領事件）
一、領収証　一枚

鰍沢区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第一四六八号（清水兵造脅迫事件）
一、鉈　一丁
○同押第一七〇六号（矢崎育造窃盗事件）
一、リックサック　一ケ
○昭和二十五年押第七二九号（山下照夫、河野正窃盗遺失物横領事件）
一、ネズミ色毛織男物マフラー　一枚
○同押第八五八号（天野清文食糧管理法違反事件）
一、リックサック　一ケ
二、縞木綿風呂敷　一枚
○同押第一三四五号（石垣等窃盗事件）
一、白軍隊用袴下　一枚
二、縞モンペ　一枚
三、PX印Yシャツ　一枚
四、縞ヂャンパー　一枚
五、女物小豆色ズボン　一本
六、黒Yシャツ　一枚
七、白木綿Yシャツ　一枚
八、白丸首シャツ　一枚
九、メリヤスシャツ　一枚
○同押第一七六五号（伊藤酉市同）
一、鉄道荷札　四枚
二、ボール紙製荷札　二枚
三、自転車用電燈　一ケ
四、登山用ナイフ　一丁
五、真田紐　一本
六、麻縄　一本
七、白木綿敷布　一枚
○昭和二十六年押第四七七号（朴徹鐘食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　二千六百四十九円
二、紙袋　二枚
○同押第四九〇号（小林弘明窃盗事件）
一、木綿白ズボン　一本
二、現金　一百六十二円十銭
○同押第五七二号（立林力傷害事件）
一、白Yシャツ　一枚

富山区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第八七三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百四十円
一、白布手提袋　一ケ　証第二号
○同領第八七四号（同）
一、換価金　四百五円
一、茶白縞模様風呂敷　一枚　証第二号
一、紙袋　一枚　証第三号
○同領第七〇一号（高倉正雄外九名賭博事件）
一、空色ズボン皮バンド　各一枚　証第四号
一、質札　二枚　証第五号
一、半袖シャツ　一枚　証第六号
一、ピース　一ケ　証第七号
一、チャック付洗面袋　一ケ　証第八号
一、立会封金　三十円
一、眼鏡　一ケ　証第十号
○同領第八〇九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千六百二十四円
一、竹籠　一ケ　証第二号
一、南京袋　一ケ　証第三号
○同領第七二六号（小竹きくゑ同）
一、換価金　八百五十四円
○同領第八二三号（氏名不詳同）
一、同　八百十一円
一、風呂敷　二枚　証第二号
一、袋（布袋一、紙袋一）　二ケ　証第三号
○同領第八〇八号（同）
○同領第八〇七号（同）
一、換価金　二千三百二十円
一、風呂敷　二枚　証第二号
一、布袋　二ケ　証第三号
○同領第八〇七号（同）
一、換価金　四百四十一円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、木綿袋　一ケ　証第三号
○同領第八〇六号（同）
一、換価金　二百八十七円
一、黒色人絹地風呂敷　一枚　証第二号
一、米袋　一枚　証第三号
○同領第七九一号（同）
一、換価金　五百九十四円
一、竹口女物手提袋　一枚　証第二号
一、風呂敷　三枚　証第三号
一、南京袋　一枚　証第四号
一、ハトロン紙袋　一枚　証第五号
○同領第七九六号（同）
一、風呂敷　一枚　証第一号
一、木綿袋　一枚　証第二号
一、換価金　一千四十四円
○同領第七八七号（同）
一、同　三千九百四十四円
一、竹カゴ　一ケ　証第二号
一、リック　一ケ　証第三号
一、風呂敷　二枚　証第四号
一、南京袋　一枚　証第五号
○同領第七九四号（同）
一、布袋　三枚　証第六号
○同領第七九〇号（同）
一、換価金　一千六百二十四円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、木綿袋　一枚　証第三号
○同領第七九五号（同）
一、換価金　九百八十六円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、木綿袋　一枚　証第三号
○同領第七九三号（同）
一、換価金　五百六十四円
一、風呂敷　三枚　証第二号
一、布袋　一枚　証第三号
○同領第七九二号（同）
一、換価金　七百二十八円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、布袋　一枚　証第三号
○同領第七八九号（同）
一、換価金　九百八十七円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、南京袋　一枚　証第三号
一、竹カゴ　一ケ　証第四号
○同領第七八八号（同）
一、換価金　一千三百十六円
一、竹カゴ　一ケ　証第四号
一、布袋　一枚　証第三号
一、ベントウ箱　一ケ　証第四号
一、南京袋　一ケ　証第五号
一、紙袋　二枚　第六号
○同領第七九〇号（同）
一、換価金　四百七円
一、布袋　一枚　証第二号
一、タオル　一本　証第三号
一、手提袋　一枚　証第四号
一、アルマイト製ヘラバット　一ケ　証第五号
一、風呂敷　一枚　証第六号
○同領第八〇〇号（同）
一、換価金　一千百六十円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、木綿袋　二枚　証第三号
○同領第八〇一号（同）
一、換価金　一千九百十四円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、木綿袋　一枚　証第三号
○同領第七九七号（同）
一、換価金　六百三十七円
一、青茶格子縞風呂敷　一枚　証第二号
一、紙袋　一枚　証第三号
○同領第七九八号（同）
一、換価金　六千百十円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、リックサック　一ケ　証第三号
一、包　一ケ　証第四号
○同領第七九九号（同）
一、換価金　三千六百五十四円
一、風呂敷　二枚　証第二号
一、布袋　二枚　証第三号
○同領第七四二号（同）
一、換価金　九百四十三円
○同領第七〇七号（同）
一、同　六百五十八円
一、風呂敷　二枚　証第二号
一、袋　一ケ　証第三号
○同領第七〇八号（同）
一、換価金　八百十一円
一、布袋　一ケ　証第二号
一、風呂敷　一枚　証第三号
○同領第七四四号（同）
一、換価金　一千二百三十円
○同領第七四三号（同）
一、同　一千二百二十円
○同領第七四五号（同物価統制令違反事件）
一、同　八百三十七円
○同領第七五四号（上田治芳窃盗事件）
一、鉈　一丁　証第一号
一、金尺　一本　証第二号
一、子供運動帽　一ケ　証第三号
○同領第六六五号（深山進同）
一、立会封金　九百円
○同領第六八九号（金山よし子食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千六百二十一円
○同領第七〇六号（氏名不詳同）
一、同　六百五十八円
一、風呂敷　一枚　証第二号
一、布袋　一ケ　証第三号
一、紙袋　一ケ　証第四号
○同領第七〇四号（同）
一、換価金　五百六十四円
一、風呂敷　二枚　証第二号
一、袋　一ケ　証第三号
○同領第七〇五号（同）
一、換価金　六百五十八円
一、風呂敷　三枚　証第二号
一、布袋　二ケ　証第三号
○同領第四九二号（伊子潤外二名窃盗事件）
一、ズック靴　一足　証第一号
○昭和二十七年領第三二号（広野政夫食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千四百三十六円